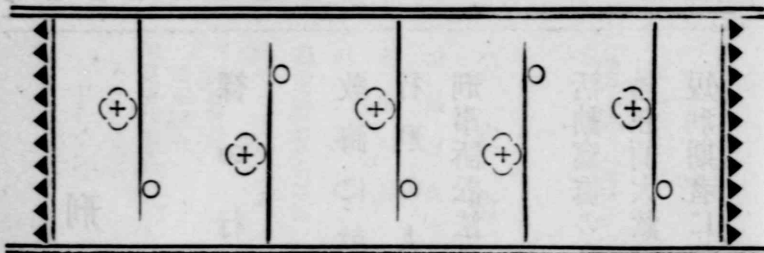


刑

政

刑務協會發行

第貳號 第七拾參卷



第參拾七卷 第二號

裸の行刑

獨逸の大典獄エルガーは行刑は人と人との問題であると謂つて居る。人と人との問題とは人の心と人の心との接渉を意味する。袴を脱いで生地の手で接渉することは行刑の基本でなければならぬ。之を裸の行刑と名付ける。

往々にして起り克ちな事務の滯滞や、繁文褥禮や乃至は人々相互の意思の疎隔は上、典獄より下、囚人に至る迄互に袴を着た接渉を爲すの餘弊である。故に刑務の滯滞や囚人の不秩序を來たした場合に典獄は下官をせむる前に先づ己れの肩章の星の數を忘れて裸の行刑に想到せねばならぬ。然かすればその下官も亦生地の手で囚人に當るであらう。かくして裸の行刑の起るところ必ずや平穩にして純な、圓滑にして眞な改善者が生れて來る。

裸の行刑の眞生命は其處にある。

多くの刑務官達、政策まじりの行刑、地位を頭に置く行刑を避けて裸の行刑を遂行せよ。

行刑の光彩は實に茲に始まる。

刑政 第參拾七卷第貳號 目次

裸の行刑……………卷頭言

教誨に就いて……………司法省秘書課長 岩村通世(四)

行刑の人道化……………司法書記官 辻敬助(二)

刑事訴訟法の施行に面して……………豊多摩刑務所長 寺崎勝治(三)

活動寫眞の實際問題……………教誨師 刈屋老龜(七)

熱狂的大歡迎の永久的教材を提供す……………教誨師 藤木法林(三)

短刑期者に對する積極的處遇……………教誨師 井上謙教(三)

ニユーヨーク・プリズン……………野尻生(五)

精神病と犯罪……………同 同 同(三九)

公衆衛生……………醫學士 古瀬安俊(四)

常識の泉……………(五)

行刑統計……………(六〇)

叙任……………(六二)

訓令通譯質疑回答……………(六四)

彙報……………(七)

減刑恩赦……………(七六)

法相訓令……………(七六)

御慶事の恩賜……………(七六)

再度の強震……………(七六)

電氣について……………(七六)

高文合格の異彩……………(七六)

司法保護事業功勞者へ恩賞傳達……………(七六)

編輯部及び圖書部新設案……………(七六)

共濟組合……………(七六)

「行刑實務講話」賣切……………(七六)

教誨に就いて

岩村通世

凡そ世の中の事は何れも皆法に依つて行はるゝものである、故に法無くして事が成ると云ふことはない。行刑の事亦然りて是に關する法を識らざれば到底其の完成を期することは出来ない。行刑の法に付いて考へて見ると先づ之を二つの法に大別することが出来ると思ふ。其の一つは行刑に關する物の法で他の一つは行刑に關する心の法である。物に關する法は刑務所の設備等に關する法であつて是には研究を要するものが多々ある、又心に關する法は刑務官と收容者との心の交渉に屬する法であつて例へば賞罰を行ふ場合階級處遇の取扱を爲す場合や戒護を爲す場合等に於て現はるゝ法である。此の心に關する法の中で最も緊要なるものは教誨である。

教誨に關しては監獄法第六章の教誨及び教育と題する章の下に一ヶ條規定が設けられて居る丈である。即ち同法第二十九條に受刑者には教誨を施す可し其他の在監者教誨を請ふときは之を許すことを得と規定せられて居る丈である、又監獄法施行規則を見て、第六章教誨及び教育と題する章の下に數箇條規定が設けられて居る丈である、即ち同規則第八十條第一項には教誨は休業日又は日曜日にて之を爲す可しと規定し、同條第二項には必要ありと認むるときは典獄は休業日又は日曜日以外の日に於ても教誨を爲さしむることを得と規定し同第八十一條には病監又は獨居監房に拘禁する受刑者及刑事被告人には其居所に就き教誨を爲す可しと規定し、同第八十二條第一項には受刑者父母の計に接し就業を免せられたるときは之を獨居拘禁に付し毎日教誨を爲す可しと規定し、同條第二項には前項の場合に於ては本人の希望に因り其亡父母の爲め讀經を爲さしむることを得と規定し、同第八十三條には恩赦、假出獄若くは

假出場の申渡を爲し又は賞表を付與するときは其式場に受刑者の全部又は一部を集めて教誨を爲す可しと規定し、同八十四條には受刑者死亡したるときは本人と縁故ある受刑者を集め棺前に於て教誨を爲す可しと規定してある丈である。是等の規定は教誨の方法、時期、又は教誨を有效ならしむる機會等を掲げたるものであつて、勿論適切な規定には相違ないが、併し教誨とは如何なるものであるかと云ふ根本の問題に至つては直接説明して居らぬのである。故に教誨の意義教誨の主義方針杯を論ずる場合には、種々の説が唱へられることになるのは已むを得ない次第である。之を要するに法令の規定より論ずれば教誨の意義は之を行ふ者が自ら解釋して執行せねばならぬことになつて居るのである。夫れ故教誨と云ふことが非常に六ヶ數事になつて來るのである。今此の六ヶ數問を選んで題目としたのは自分が特に此の問題に就き研究した結果を發表すると云ふのではなく寧ろ自分が此の問題に就いて平素疑問とし又は机上で考へて居る所を述べ、實際家又は専門家の注意を喚起し度いと云ふ考からである、殊に輓近刑罰に關する思潮は非常に變化し、昔は刑は單に苦痛を與へるものであると云ふ様に考へられて居つたのであつたが、左様な思想は段々衰へ現今に於ては刑は制裁を加へ苦痛を與へるのではあるが、之と共に其の矯正改善を圖るのであると云ふ。即ち目的主義の傾向を帯びたる思想に支配せらるゝ様になつて來たのである、刑罰の意義が右の如く觀念せらるゝに至つたので行刑の思想も自然其の影響を受け之に伴ふて變化を來たしたのである。此の思想の變化は教誨と云ふ事業をして行刑制度の上に於て主要な地位を占むるに至らしめたのは當然のこと、云はねばならぬ。夫れ故此の教誨の事業が今日よく一層發達し得るものならば、他の制度は現今の儘であつても猶今日より以上の成績を挙げ得べきものと信じて居る、要するに教誨は行刑に關しては非常に緊要なるものであるから旁此の問題を選んで見たのである。惟ふに教誨は之を二つの方面より研究することが出来る。其の一つは教誨を行ふ者の方面より考へし他の一つは教誨を受ける者の方面より考へるのである。此の二方面より研究することが出来るのであるが其の何れの方面より考へても教誨を行

ふ者の心と之を受ける者の心との交渉であるのである。而して之を行ふ者は刑務所長の如き多年刑務に執掌せる者又は教化の事業に造詣深き教誨師であるから此の方面より教誨のことに付き吾々素人が彼是論するのは誠に借越な譯である。故に差し控へ度いが程正叔の著はせる動履に哲人知幾(幾者動之微)誠之於思と云ふことを説いて居る、教誨を行ふに方りては其の精神を坐右の銘として服膺して貰ひ度いと云ふ希望丈は述べさして貰ひ度い。此の句は説明するまでもないが哲人即ち聖人とか賢人とか云はれる秀でたる人は心の將に動かむとする前に善惡正邪を分別し常に邪惡を思はずして正善を思ふ所に少しも偽がないのである。故に思ふ所よく發動すべき言行は常に道に適ふこととなる、一念と雖も敢て妄りにせずと云ふ意味であつて、誠に至言であると思ふ。教誨を行ふに此の精神を以てすれば縦へ其の辯は拙くとも其の辭は卑くとも真心は必ず之を受くる者に通するのである、至誠天に通ずとは此の間の消息を教へたるものであると思ふ。

教誨は其の之を受くる者の方面より考察するときは收容者の心を矯正する心的作用であると云ふことが出来る。教誨を斯様に觀念するときは教誨に付ては研究すべき三つの問題が生ずる。其の一は心とは何ぞやと云ふ問題である。其の二は正すべきものは何ぞやと云ふ問題である。其の三は正すと云ふことは何ぞやと云ふ問題である、此の三つの問題が教誨に就いて考へられねばならぬのである。

心とは何ぞや、此問題は古より研究せられた問題で哲學者は哲學の方面より科學者は科學の方面より宗教家は宗教の方面より教育家は教育の方面より色々考へられて居るが中々六ヶ敷問題である、教誨の六ヶ敷のは畢竟此心と云ふ問題が六ヶ敷からである。併し此心と云ふ問題を解決せなければ教誨を理想的に行ふ事は出来ないのである。若し心と云ふ事が判らないで教誨を行ふものありとせば弓を彎くに當つて的を定めざるものと擇ぶ所がないのである。萬一教誨が行へたとすれば夫れは矢が的に當つたのではなくして目的が矢に當つたと云ふ一種の奇蹟に過ぎないのである。

然らば心とは何ぞや、此の問題に就いて前に掲げたる程正叔の説は東洋古來の思想を著く代表的に言ひ現はして居ると思ふから採用し度い。即ち程正叔は心兮本虚、應物無迹と説明して居る、之を細説すると心の本體は虚である。心の作用は千變萬化で物に應じて滯ることなく形迹を止めないものであると云ふのである。佛教でも心の如く鏡に譬へ漢來れば漢を影し胡來れば胡を影すと云つて居るが結局同じ意味に歸着するのである。心は虚にして明鏡の如くであれば之に映するもの、美醜は自ら明かである。若し鏡に意思ありて美醜を擇り好みして影すと云ふことになつたならば、夫れは明鏡ではなくなるのである。右の如く心の本は虚であるとか明鏡であるとか説明せられて居るのであるが、吾々の心と實際はと云へば虚であり得ず、明鏡の如くであり得ないのは何故であるか、夫れは心に氣と云ふものが懸つて居るからである。恰かも明鏡に陰翳が差して居る様なものである、又虚空に白雲が出来して居る様なものである。收容者の心と雖も聖人の心と其の體に於て異なる所はない筈である。唯其の心に懸つて居る氣の如何で聖凡賢愚の別を生ずるのに過ぎないのである。斯様に考へると、前に教誨とは心を矯正するのであると申したが、夫れは不完全な言ひ表はし方であつた。心には元來正すべきものはない筈である、故に正確に言ふならば教誨とは心に懸れる悪い氣を一掃すると云ふことであらねばならぬ。氣とは世間で良く言ふ悪い氣が起るとか善い氣が起るとか云ふ其の氣が、佛教では之を機と云つて居る。即ち心の機である。

自分は氣と云ふ詞を用いたので、氣と云ふことに付て更に考へて見度い。心に於ては心氣とか心機とか申すのであるが、肉體に悪い氣が懸つたときは病氣に罹かつたと云つて居る。而して肉體に起れる悪い氣を診斷治療するには醫師と云ふ専門家があつて心の病氣を診斷治療するには教誨師と云ふ専門家が有るのと相對比して考へることが出来る。醫師となるには醫學を研究する必要があるが醫學の研究は生理學より始めねばならぬ。即ち先づ健康なる人體の組織等を研究せねばならぬ。然る後病理の研究に進み疾病の診斷治療の術を會得するのである。生理を識らずして生理の變

態なる病理を知り得る筈がない。之と同じく教誨を行ふは先づ心の本體の研究より始めねばならぬ。然る後進んで心の病氣を知り、之を矯正する術を會得すると云ふ順序になる。斯様に考へると醫學と教誨學とは其の目的とする所が主として肉體なると心なるとの差異であつて、醫學上の法則は教誨の法則に或程度まで應用し得らるゝものと云へよう。

心と云ふことに付ては以上の如く、説明が出来るのであるが心に懸かる氣と云ふものは如何にして起るものであろうか、其の因つて生ずる原因を探知せずんば教誨の術を行ふことは出来ぬ。其の原因が明かになつて始めて心を矯正する方法を發見し得るのである。自分の考ふる所では心の氣は人體の外界より受けるものと其の内部より受けるものと二種があると思ふ。外界より受けるものは眼耳鼻舌身（觸）即ち五感により受けるものであり、内部より受くるものは（思念）である。佛教では眼耳鼻舌身意を六根と稱へ六根より受ける心の刺戟を六塵と云つて心鏡を汚すものと觀念して居る。是等六つの刺戟に依つて心に氣が起つて來るのである。此の内得意が一番曲者で此の意より受ける氣を支配するのが一番六ヶ敷いことである。古人も山林の賦は討ち易く心中の賦は拂ひ難しと云つて居る。又禪門では朝呑日月、夕吐山河、喝大小佛、伏内外魔と云ふ語がある。心中の賦と云ひ又魔と云ふのは換言すれば心に受ける刺戟である。心に對する刺戟は内よりも外よりも襲ひて心を征服せむとして居るのである。之と戦ふのが修養であると思ふ。之に勝てば向上であり。之に敗ければ墮落である。吾々は外界よりは四六時中變化しつゝある宇宙の森羅萬象より刺戟を受け、内部よりは寸時も止むなき肉體細胞の變化により刺戟を受けて居るのである。佛教で此の世の中は諸行無常であると云つて居るのは此の理を道破したものである。夫れであるから一瞬たりとも心を許すときは墮落するのが當然であると思ふ。

自分は心及び氣と云ふことを以上の如く考へて置いて更に深く教誨と云ふことを考へて見度い。心を明鏡の如く拂拭すれば心の本位には歸へるのであるが、心はもと氣を起すので本來の性質であるから其の氣を起すことに付いて十

分研究せねばならぬ又氣を起さぬときは働きが出来ぬと云ふことになる。心を拂拭するのも畢竟完全な人として働かざるを得ないから氣を懸ける工夫も亦大切なことである。而して其の氣は善い氣でなければならぬ。此の氣を懸ける方法が即ち教であると思ふ。古より教の立て方にも色々あるが其の方法は二つある。其の一つは最初心の氣を一掃することに努める方法である。道學や佛教の如きは之に屬する、故に無念無想となれとか虚無であるとか説くのである。他の一つは善氣を以て惡氣を征服する方法である。即ち中和の方法である。儒教の如きは之に屬する。故に道學、佛教は普通の心の性質に逆行する方法であつて、其の道に入り難いのである。之に反して儒教は普通人の心の性質に順行する方法であつて入り易いのである。併し儒教も道學佛學と同じく其の堂奥には仲々踏み込む事は出来ぬものである。踏み込み得たと言ふ者があれば夫れは却つて踏込んで居らぬ證據であるかも知れぬ。論語讀の論語知らずで出来たり禪を唱つて破れ大乘や惡平等無差別を唱へて得々たるに至つては誠に教を汚辱する者と謂はねばならぬ。

凡そ聖賢とか哲人とかは皆世を救ひ國を濟はむとして教を立て居るのであるから、其の教の立て方は違つて居つても其の理想として居る處は決して異つて居るべきでないといふ自分は考へて居る。基督教の如きも信仰に入るには懺悔を第一として居る、懺悔とは心の病氣を告白するのである。心の病氣を告白し得ん者なれば己を悟つて居る證據であつて、神に救はる可能性のあることは理窟から考へても當然の歸結でなければならぬ。右の様に色々教には方法があるのであるから、收容者を教誨するに當つては其の者の從來の心の氣の懸り方を識り之に適應する方法を行ふことが一番緊要なることであると思ふ。所謂個性の鑑別を爲すことは此の意味に於て行刑には最も大切な施設であると説明することが出来る心の氣を拂拭し又は心に善い氣を懸けるには個性に應じて種々なる教の方法を執らねばならぬ、決して千偏一律であつてはならぬのである。丁度醫術に應病施薬と云ふことがあるが、之は各疾病に對する適薬を投ずるの大切なことを喝破した言葉である。脚氣患者に頭痛薬を與へたり齒痛の者に眼薬を施しては患者を服せしむる

教團に就いて

譯にはいかぬ。此の意味から云へば總集教誨は非常に六ヶ敷いことである、醫術で云へば一般の者に利く薬は個々の者には應々適切に利かぬことがあると同じである。之に反して個人教誨は醫術で云へば其者の病氣のみに利く薬を與へるのと同様であつて其の目的を達し易いのである。夫故個人教誨は總集教誨に比して行ひ易い點であるが、其の代り診斷が六ヶ敷くなるのである。診斷が出来ねば名薬が澤山あつても役立たせることが出来ぬことになる。古今の書籍を繕けば善行嘉言は澤山ある、丁度薬局方に澤山の薬があると同様であるが何の薬を使用するかは名醫に待たねばならぬと同様適切な教は名教誨師に待たねばならぬのである。古より名僧智識が一言の下に凡夫を大悟せしめたと云ふ様な話は澤山傳はつて居る、夫れを一々玩味して見ると實に無限の味であるから自分が記憶して居る話丈でも書き添へて見度いと思つたけれども貴い紙面を塞ぐことを恐れて省略することゝした。

以上述べた所を綜合すれば教誨を行ふには心を拂拭すること及心に善氣を懸けることが大切である。善氣は如何にして之を懸けるかは更に進んで研究せねばならぬのであるが此の問題に付ては肉體を整へることゝ智情意を教養すると云ふことに着眼して其の兩方面より研究せねばならぬのである。而して智は眞を情は美を意は善を目的として其の向上を圖らねばならぬのであるが、其の向上を圖るには先づ此の三者の領分を明確にして教養を施さねばならぬのである。智の本體情の本體意の本體を究はめずして其の發達を期せんと欲するものあれば恰も心の本體を究めずして教誨を行ふと同一の弊に陥るのであつて、教誨の目的は終に達せられぬことになるのである。然るに今日情を詠すべき詩人と稱せらる者の多くは理を述べ智を論ぜんとする者は美を歌ふ如き弊に陥つては居らぬであらうか、智や情や意の教養に付ては色々考へて居ることもあるが餘り瑣細な點に亘つて論歩を進むる時は殆んど際限がないので今回は是にて筆を擱くことにする。自分は教誨に付て色々判からぬ點が多いので其の點に對し自ら問ひ自ら答へて此の一文を草した次第である。

行刑の人道化

辻 敬 助

十九世紀の前半に於て彼の有名なる英國精神病學者コノリー Conolly は其長き熱心なる實驗に基いて「精神病者に對しては親切と尊敬に依る處遇は権力と壓服に依る處遇よりも遙に良好なる効果を齎らす」との主張の下に所謂 *restraint system* なるものを創設し、遂に精神病者の取扱に關し一新紀元を劃するに至つたのである。私はこのコノリー氏の言が現下我刑務所の實際に鑑み、行刑上如何にもサセスチーブなるを感ずるのである。勿論犯罪人と精神病者とは同一のものではないが、併し精神力と神經系統とが平衡を失してゐる點に於ては確に兩者の接觸點を見出すことが出来ると思ふ。是等精神の平衡が破れてゐる人々の精神的性質の殘餘は高度の精神的感化に依つてのみ復活せしめられ得るのであつて、精神的でない壓服や輕蔑に依る支配は寧ろ益々惡魔的なる性質を育くむに至るのである。ドストエフスキも其著「死人の家」に於て其獨特犀利なる觀察に依り此事實を巧に描寫してゐる、そして彼は「人間らしい周圍は神の姿が既に消え去つた様に見ゆる者をも再び向上せしむる」といふてゐる。

多くの犯罪人は意思薄弱愚鈍放縱等の爲に最早通常人を道義的生活秩序に惹きつける所の動機に依りては充分に反動を及ぼさなくなつた人々である。秩序なき生活と氣隨氣儘が彼の全性質の一ツの習慣となつてゐる彼の智力は屢々有用なる事物をさへ認識するに不充分なのである。かのエフ、エチ、ワインス E.H. Wines も「人が従來常に犯罪人

行刑の人道化

—(12)—

の意思を破らんとせし努力は犯罪人が異常に強い人間であるといふ認識から生じたのである、併し事實は之と反対に彼は異常に弱い人間で自分自身をさへ支配し得ない人間である、仍て人は彼に強さを併し惡に對する強さでなく善に對する強さを吹き込まねばならぬ」といふてゐる。斯かる人物は單なる威嚇訓戒に依つては決して救はれるものではない。彼を救ふには獨り行刑の人道化 (Die Humanisierung des Strafvollzuges) があるのみである。我々の先輩は我が刑務所建築刑務所設備の改善に成功し、今や舊時の面目を一新した。併しながら受刑者の養護及訓練の深化の問題は我々の手に遺こされてゐる。そして我々が刑罰の不可缺性を信すれば信する程益々此問題の解決の急務なるを感ずるのである。

扱ふに所謂行刑の人道化といふことは行刑方法の寛大とか愛撫主義の採用を意味するものではない、我々の主張せんとする所の人道化は拘禁生活に伴ふ肉體的精神的並道徳的損傷の可及的減少と訓練の教育學的形成とを目的とするのである。處罰の權利は同時に刑罰と被罰者の道徳的向上とを結合するの任務を含むものである。刑務所は常に罪惡の孵化場たるべからざるのみならず道徳的感情及意思の教育施設たらざるべからるのである。從てこの見地より生ずる刑務所の取扱は刑罰の嚴罰は飽迄之を維持し、而かも之に伴ふ犯人の退化を防ぎ一方に於て彼を積極的に強く緊張せしめ、社會的復活に對する要求を覺醒せしむる所の改善教化の方法を要求するのである。故に彼等の生活は往々現時一般刑務所内の生活に比し遙に規律的であり嚴格であらねばならぬのである。行刑の道徳的進歩はそれ故に決して愛撫や寛大と結合するものではないのである。

此の如き教化の方法が最も合理的に形成されたといはれてゐるのは自主的啓發主義の階級制度である。彼のレホルトリー制度や名譽制度や自治制度の如きも確に同様の思想に出でゐるのであつて、今や世界の大部分は是等制度の影響の下にありといふも過言でないのである。我國未成年處遇も亦夙に之が影響の下に良好の成績を収めて居る。

余の所謂行刑の人道化も亦大體に於て是等制度の特長を採用せんとするものである。以下之が養護並訓練の組織に付き二三の考察を加へて見ることにする。

【第一】**基本的訓練方法** 第一に問題となるのは基本的訓練方法の問題である此點に付ては階級制度に則り啓發的訓練の方法を探るべきは勿論である。階級制度は自由享樂の程度を異にする數個の階級を組織的に相聯絡せしめ、之に依り受刑者を誘獎感化せんとするものにして、受刑者の模範的動作に依り漸次自由の制限を緩和し、遂に假釋放を得せしめ、其不良なる記録に對しては進級を遅延せしむるの組織である。故に彼等は自己の行狀に因る影響の大なるに鑑み、知らず識らずの間に教化せらるゝものにして、實に克く漸進的改善を主義とする育者の原理に合致するのである。彼のレホルトリー制度の創設者たるプロックウエー Brockow 氏も「刑務所内の生活の向上や假釋放の喜び等の具體的欲求は彼の進歩の爲の最初の原動力即ち改善の險しき路を導く爲の唯一の動機を形成する動機の最早存在しない所のみ非匡正性がある或要求を發見することは動機を見出す事である。動機を與へらるれば人は或習慣を創設し得るのである。一つの習慣を形成することは即ち性格を作ることである、訓練は良心の學校である、良心と訓練とは相互的に強まると云ふてゐる。是等制度の本質的特色は實に此の如き啓發的訓練を全行刑組織の基本的訓練方法として採り入れた點に在るのである。

而して階級制度は實にも述べたるが如く犯人の道徳的匡正を目標として行刑各般の關係を考慮し、啓發的に彼等の改善を圖るを主義とするものであるが、この道徳的匡正の目標は先づ第一に之を卑近なる日常生活に求めなければならぬと考へる。即ち人間社會に於ける生活と労働に必要な最も本源的な能力殊に沈着自制正確なる相應の能力を犯人に習得せしむることを出發點としなければならぬのである。此見地からのみ我々は階級制度やレホルトリー制度に於ける細微に亘れる遵守事項の必要を了解することが出来るのである。是等の非常に嚴格な規律は一見如何にも殘酷

に見えるのであるが、それ等は併し外部的強制に依つてではなく、受刑者自身の本源的利害關係に訴へることに依つて自然的に遵守せらるゝこととなるのである。

此の如く階級制度に於ては遵守事項の勵行を其重要な目標と爲すの結果、人又は階級制度を以て専ら戒護の部面に付て之を設くべき者なりとなすが如き者なきに非ざるも、元來階級制度なる者は學說上に於ても將又實務の沿革に徴するも、行刑の全般に亘り一切の關係を顧慮綜合し之を刑罰の本義と教育の原理とに對照して行刑各部分の働きを調節規定したる統一的處遇訓練の方法であつて、行刑の或部面に付き個別的若は單獨的に施行する者は假令其主義に於て階級累進の觀念を包含するものなりとするも眞正の意味に於ける階級制度と稱するを得ざるものである。殊に行刑の各部分例は戒護作業教育等に於て各特立せる階級的處遇方法を併立せしめんとするが如きは行刑の統一性 (Einheitlich keit) を破るものにして、行刑の目的を貫徹する上に於ても決して策の得たるものと謂ふを得ないのである。

今や時代の社會的心理も亦到底單純なる訓戒や威壓に依る機械的匡正主義の繼續を許さぬのである。此意味よりするも速に全行刑を通して一般的に階級制度の基本觀念を採用し、進では不定期刑の一般的採用の氣運を醸生せしめ度いものである。

而して我々は以上の如き基本的訓練方法を採用すると共に、改善的教化の方法としては特に次に述ぶる所の三方面の改善充實に力を致さなければならぬ。

【第一】**教誨教育** (Erdel erziehung) 及教育 (Erziehung) を以て直ちに自由刑の實質 (Wesen) を形造る者なりとなす能はざるも、而かも行刑の缺くべからざる構成要素 (Notwendige Bestandtheil) たる事に付ては何等疑の餘地がないのである。従來我邦精神教化の方法は動もすれば宗教を基調とせる教誨のみに偏倚し、教育に付ては多くの考慮を拂

はざりし傾向があつたのであるが、我々は精神教化の上に於ては此兩者は殆ど同じ程度の價值を有するものと考へるのである。

ロンブローゾは「學校教育は一般としては獎勵すべきであるが、刑務所に於ては擴張せらるべきでない、何となれば此場合に於ては初級的の修學も尙極めて有害となるからである、即ちそれは犯人の手に於て犯罪を完成せしむるの手段となるからである。余は學校教育を有する累犯者の大多數に付て刑務所教育以外に其再犯理由を見出すことが出来ない」と主張してゐる。併しながら彼の生來犯人の學理が大體に於て否認せられ居る今日に於て、此ロ氏の主張に共鳴するものは極めて稀なのである。成る程或種類の犯罪は或程度迄は智識的教育を條件とするのであるが、教育と犯罪との關係は一般に教育は犯罪を助長するものに非ずして却て之を防ぐの要素たるべきを實際が證明するのである。低き學校教育を有する者が生活の競争に於て高き學校教育を有する者よりも遙に不利益の立場に在るは争はれぬ事實であつて、犯罪者の失敗の原因にして智識の缺如に歸せざるを得ざるものが少くないのである。故に先づ第一に生活に直接必要な智識の増加を計り、之に依りて其生活能力を高め其經濟的價值を向上し、以て彼の再犯の危險を減少せしむべきである。併しながら刑務所教育は此の如き單純なる智識の増加のみを目的とすべきでない。教育に因る精神的能力の完成殊に思考能力の覺醒及道德的感情の向上が第二の目的として必要なのである。是等の關係は從來我邦の一般教育に於ても殆ど等閑に附せられたるやの觀あり、從て刑務所に於て此方面に對し多くの努力を拂はざりしは誠に已むを得ざる所であるが(尤も此點に付ては近時教誨の名の下に教誨師の手に依りて或程度迄補充せられて居るのであるが)行刑の目的に鑑み將來の刑務教育は積極的智識の涵養と共に精神的訓練を其重要な内容としなければならぬと考へる。此理由よりして下級の學級に在る者に對しても算術國語の外に尙倫理歴史地理郷土史市民論等の特別な時間を附加すべきである。

尙茲に一言注意を要するは倫理教育の教材の關係である。従来の教材は消極道徳に基礎を有するもの多く積極道徳を高調するものが比較的少きの感がある。これはフェルスター教授も力説して居るやうに受刑者に顯はるゝ惡的傾向の感情の抑壓匡正を直接目的とするものよりも寧ろ正常者に於て顯はるべき善的感情を十分に開發扶植するを眼目とせざるものを選択すべきである。

刑務所教育の任務として最後のものは職業的智識の教授である。職業訓練の適切を期せんとせば、所謂職業教育の課程を必要とする職業は自然の習熟に委すべきものでない、まして刑務所に於て短期間に一定の職業能力を賦與せんとせば勢ひ積極的な有效なる教育方法の採用を必要とする譯である。従来の年期奉公的徒弟的の指導だけでは到低職業訓練の完全を期する譯に行かぬのである。職業教育の組織や課程は作業の種類に依り之を異にすべく、茲に簡単に解説を加ふるは困難なことであるが、要するに作業と學科目教授との間に密切なる連鎖をとることに力めなければならぬ。先づ此所に一例として木工殊に指物工の職業教育として米國等に於て一般に採用されつゝある課程を舉ぐれば大凡左の如くである。

第一年 木材學、木材の一般構造及性質取扱法伐木期、健全なる纖維を有する木材の使用及缺點針葉樹及落葉樹並切断器鉋鉅及鑿の使用法木材の簡易接合法「殊に隅の接合法」T字形の接合法十字形接合法中の接合法鍍金及其應用

第二年 木材學木材の内部構成生長木材の製成及化學的性質と機械的工業用性質圖畫教授に聯關して複雑なる木材接合法及簡易の物體製作器具及製作業に際して其應用戸棚並簡易の机及椅子の接合法

第三年 木材學の上記以外の歐洲及其他の木材種類高品の木材の缺點及疾病植物及鳥獸の害木材の保存曲折及壓搾複雑なる木材接合組立建具及家具の各應用等角接合窓の組合せベニヤ板の貼付方法簡易の器具全部製作又嵌込細工

各種の器具木材製機械簡易の物品鑑立

尙木製品の製作には圖畫の教授を伴ふべきは勿論である。少くとも作業に要する工業的圖畫を製作するの能力を養成するの必要があるのである。

是等の職業教育は教室内に於て教授するを便宜とする場合の外工場内に於て之を施すべく教授時間は晝食後一時間若くは二時間を以て足りるのである。尙本教授の擔當者は先づ以て刑務所作業技手を以て之に當つべきであるが、若し之が適任者を得ざる場合に於ては地方實業學校の教官等に之を囑託するも一方法であると考へる。

尙從來我邦に於ける刑務所教育は原則として少年受刑者に限りたるも、元來教育の要否は年齢のみを以て區別すべきものではない。苟くも教育の効果を信する以上は教育能力ある者に對しては年齢の如何に拘らず教育の目的たらしむべきことは勿論である。併しながら刑務所の精神的糧食は嗜好品ではない。健全なる營養價のある糧食より成立たなければならぬのである。従て刑務所教育殊に其智的的教育をば國民普通の教育より高き階級に迄引上ぐることは素より誤りである。

【第三】實業的訓練 次に改善教化の方法として實業的訓練が極めて重要な地位にあるのである。プロックウエー氏が「總ての所有權侵害に關する犯罪の殆ど八十パーセントは實業的無能から起ころ」と言つたのは至言である。故に刑務所は是等の失敗者に作業を賦課し勞働の慣習と獨立心とを與へ、且職業的智識と熟練とを養成し一個の立派なる産業的市民として社會に復歸せしむることを第一の任務としなければならぬ。而かも從來の刑務所作業は不幸にも多くは失敗に了つて居るのである。我々は此目的を實現するには從來の刑務所作業の經營方針を根本的に改めなければならぬ。而して之が爲には先づ第一に自由産業の採れる方法をば行刑上差支なき範圍に於て刑務所作業に採り入れなければならぬ。時代後れの設備や古臭い様式の下で而かも殆ど職業的訓練を顧慮せざる現在の作業組織に於ては熟練

なる職工も遂に不熟練なる職工と化して釋放せざるを得ぬのである。仍ほ將來の作業組織は少くとも左の二つの要求を包含するものでなければならぬ。

A 職業指導 人は必ず職業に關して適材を適所に置かなければならぬ。即ち其職業が各人の身體精神に適合したるものなることが肝要である。最近に於て職業指導なる語が社會の注意を喚起する様になつたのは蓋し此理由に基くのである。従來の刑務所はこの點に付ては多く顧慮を拂はなかつたのである。將來の作業賦課は一面に於て精密なる身體及精神の検査の結果と他面に於て受刑者の職業並將來の生計に對する希望とを參酌して之を決定すべきである。

B 生産の標準化 生産品を標準づけることは常に生産能率を増進せしむる上に効果あるのみならず、製品の品質を著しく改善するものは事實である。我邦の實際殊に官司作業にありては販路の關係が極めて制限せられ居るの結果、製品の規格は殆ど千變萬化にして各製作命令毎に其工匠型狀を異にするが如き狀況である。此の如きは素品と時間勞力の浪費實に夥しく、殊に複雑なる製作品に付ては之が科程を定むるに由なく受刑者は所謂無科程—時間科程—を理由として偷安怠慢に流るゝを常とするのである。此意味よりするも製品の規格は可成之を統一一定し所謂作業賦課の目的は副はしめなければならぬと考へる。

【第四】養護 最後に受刑者養護に關する問題であるが、自由の制限は個人の精神並身體に或程度の不良影響を與ふるものなることは争ふべからざる事實である。殊に自由へ對する希求の最も強烈なる少年受刑者の健康狀態の如きは勢ひ高度の異常性を帯びなければならぬのである、而かも我々は彼等の釋放後の社會的復歸を保障しなければならぬのである、故に受刑者養護の問題は各種の訓練の問題と相俟て行刑學上極めて重要な地位を占むるものである。

A 給養 受刑者の給養は自由刑の形成に對し重要な内容を爲すものである。不充分なる給養殊に糧食の不良は極めて短期の受刑者の健康をも傷害し、其長期なる者に對しては遂に其生命を奪ひ天壽を短縮し或は不活の痼疾を得て釋放するの不幸に陥らしむるに至ることあるは行刑史の教ふる所である。此の如き結果を見るに至りては法律の上自由刑は法律に基礎を有せざる身體刑生命刑に變じ、受刑者を正常なる社會生活に復歸せしむる代りに、再び犯罪者として或は被救助者として社會との費用に依りて衣食すべく強制することとなるのである。此の如き惡結果を避けんとせば須く其給養をして科學が合理的給養として一般に認むる處の原則に依らしめなければならぬのである。

従來我邦の實際に於ても給養のこと兎角輕ぜられ、彼の長嘯制裁の觀念に反せざらんことのみ之れ期したるの結果、單に下層階級の生活程度を標準となせるの傾向ありて科學の要求に付ては深く考慮を拂ふ所なかりしは甚遺憾である。或人は刑務所給養の改善は著しく刑務所豫算の膨脹を來たすべしと爲すものもあるも、クロネ氏の實驗に依れば必ずしも然らざるものなることを證明して居るのである。即ち氏は普國刑務所に於ける糧食給與の非科學的にして殊に植物性食品偏重の弊あるを慨し動物性蛋白と植物性蛋白との割合に付き熱心に研究する處あり、遂に一八八七年に至り普國內務省所管の刑務所糧食は殆ど科學的要求に近き迄に、改善せらるゝに至り、而かも該改革の結果は却て食料費の節約を見るに至つたのである。

B 操練 操練は健全なる服從規律共同の精神を養ひ身體各部を拘齊に發達せしむるの利益あるのみならず、其れが錯雜となればなる程意思の統制力從て自制力を増加し道德的改善への一進化を形成するのである。繰返せば錯雜なる操練は沈着即ち或一定の要求に對する速なる順應に依つて實現さるゝのであつて、之が爲に意思方は自然に訓練さるゝのである。此の如く操練は常に衛生上必要な條件たるに止まらず道德的感化の上に重大なる意義を有するのであるからして、事情の許す限り従來の適用範圍を擴張し、少くも四十歳以下の者に付ては必ず之を課することにしたものである。

C 遊戯(競技運動) 遊戯は一般に快活進取の氣象を養ひ筋肉の運動を敏捷正確にし身體を強壯ならしむる等の利益あるのみならず、意思的訓練に於ても操練と殆ど同様の効果あるものなるを以て英米等に於ては夙に諸般の國民的遊戯を採用し、民衆體育の獎勵に戦後國策の一として重視して居る様の状況である。従て受刑者處遇の實際に於ても諸種の遊戯を許し、中には外部のチームとの競技をすら許すが如き者もあるのである。我國に於ては未だ所謂國民的遊戯として認むべきものなく、唯僅に青少年の間に遊戯熱の漸次高調を呈せんとする者あるに過ぎざるの状況であつて未だ遊戯は單なる娛樂として之を遇するが如き觀があるのである。従て我刑務所に於て廣汎なる範圍に遊戯を採用するが如きは一般社會心理に影響するが如き虞なきを保しないのである、仍て之が採用に當りては先づ以て其適用範圍を青少年受刑者に限り遊戯の種類の如きも可成一般に普及し居る者を採用するの程度に止めなければならぬと考へる。

遊戯に關聯して考慮を要するは刑務所生活に對する音樂の關係である。最近歐米に於ては少年刑務所並女子刑務所に於ける音樂教授に大なる注意が拂はれて居る。米國の某少女刑務所の報告に次の如き記事がある「音樂の道德的作用に付ては何人と雖も或程度の意義を認めぬものはないであらう。殊に我刑務所に於ては殆ど奇蹟的效果を現はすのである。少女達は往々にして刑務所生活の單調に依つて落付が失はれ或は不満となり或は惡意を懐くに至り或は輕浮となるのである、音樂はこの單調を破り亂れ荒みたる感情を和はらけ惡意や不満は放逐せらるゝのである。我々は教師の撰擇に大なる顧慮を拂へると同様にこの音樂教授の種類と方法とに特別な注意を向けなければならぬ」といふのである。米國の刑務所に於ては獨り音樂に止まらず多くの娛樂方法を採用して觀劇の如きも極めて効果あるものとして推奨せられて居る。我々は觀劇迄も採用せんとするものではない此の如きは我々にとつては確に過大な要求であると考へる。併し我々はせめてこの音樂の偉大なる教養的效果なりとも一般的に利用するの方針に出て度い者である唯之が利用の程度に就ては案より行刑の本領を損傷せしめざる事に注意しなければならぬのは勿論の事である。

刑事訴訟法の施行に面して

== 警察官の論告の眞意義 == 受刑者改悛の第一歩

寺崎 勝治

一

檢察官の論告は受刑者改悛の第一歩である。吾々が過つて罪を犯し刑事被告人となり法廷に起つた場合に、裁判長の微細の訊問よりも檢察官の論告が其の印象を深くするに相違ない。或る場合には一生を通じて忘るゝこと能はざる一の紀念になるやうなこともあらう。故に檢察官が法廷に臨んで爲す所の論告が彼等をして前非を後悔して善美なる道德感情を發露させるやうにしなければならぬ。即ち彈劾問責のために論告するにあらずして教訓を與へ勸告を試みるものである。換言すれば論告のための論告にあらずして別に大なる目的の存在することを思はなければならぬ。

犯罪人を檢擧し、犯罪人を處罰するに當り、國家社會の利益を擁護しなければならぬことは勿論であるけれども同時に犯罪人其の人の利害をも顧慮する必要がある。國家の利益と個人の利益とを協調させ融和させるために、刑事訴訟制度が存在するのである。之れを今少しく法律的に云へば原告たる檢察官が被告たる犯罪人に對して刑罰を科す

べく要求をする、此の要求があれば當事者外に超然たるところの裁判官が犯罪の成否責任の有無、責任の程度を一定の手續に依り裁判する制度である。而して其の制度そのものが國家の利益と個人との利益とを協調融和させる使命を有つて居るのである。刑事訴訟が裁判に關する條件として審理判決の公開と當事者の口頭辯論を要するのである。審判の公開なるものは公衆に傍聽を許した法廷に於て審理判決せねばならぬと云ふことである。審判公開の價値に就いて「ウルマン」氏は具體的訴訟手續の對外的擔保なりと云はれたが、其の意味深長であつて此の原則の價値を遺憾なく表現したものである。即ち公開した法廷に於ては裁判所は層一層の注意を拂つて審判すると同時に裁判官や訴訟關係人が専横を極めることは出来ない、のみならず、公衆が裁判を信頼するの念を起し、兼ねて民衆の批判に委することも出来るところからして、古代に於ては裁判を密行して傍聽を許さなかつたけれども、晩近に至つて裁判を公開するやうになつたのである。裁判公開の原則と共に必然的に起生しなければならないのは口頭辯論主義である。即ち訴訟關係人と裁判官との思想交通は口頭を以てしなければならぬ。而かも口頭辯論のみが裁判の基本になるのである。口頭辯論を基本とするが故に、關係人一同が一堂に集會せねばならぬ。其の會合のために一定の日時や場所を指定されるのである。而して外國人の如き言語を理解すること能はざるものに就いては通譯等がなければならぬ。それから全部の辯論を聽取することが出来ないか、又は辯論の連續を缺いたときは辯論の更新をしてやり直さなければならぬ。

11

原告官たる檢察官は辯論——犯罪事實、法律の適用に就いて論ずるの權利義務を與へられて居るからしてどうして辯論をしなければならぬ。所謂辯論は刑罰法に關するものと訴訟法に關するものとある。

第一、刑罰法に關する事項。此の事項は三つの場合を想像することが出来る。

A、犯罪構成に關する事實

- (イ) 行爲の有責性に關する事項。(一)年齢(二)精神狀態(三)瘡啞(四)故意(五)過失等である。
- (ロ) 行爲の違法性に關する事項。(一)法令に基くものかどうか。(二)業務に基く行爲であるかどうか。(三)危険行爲であるかどうか。
- (ハ) 行爲の危險性に關する事項。(一)行爲の結果に關して因果關係があるかどうか。(二)因果關係の中断がないかどうか辯論せねばならぬ。
- B、刑罰加重軽減に關する事項。刑罰を加重することや、免除軽減に關する事實は刑法に特定されて居るから其の事實のあつたときは此の點に關して辯論をしなければならぬ。
- C、刑罰量定酌罰に關する事項。(イ)犯人の性格環境に關する事實、(ロ)行刑猶豫に關する事實に付いても亦辯論せねばならぬ。

111

犯罪は犯人その人の人格の表現に外ならぬ。其の人の人格にして粗暴であるならば強暴なる犯行が表はれ、粗忽であるならば過失犯が表はれ、常習の性向があるものは職業犯や慣行犯が表はれ、物質的生活に抵抗すること能はざるもの——薄志弱行のものであるならば財産に對する偶發犯が表はれると云ふやうになる。故に吾々の人格に關係ある事柄——品性、性向、環境に就いて一言するの必要あると思ふ。

(一)品性と云ふ言葉は常に數多く使はれて居るが、其の意義極めて不明確である、之れを最も廣義の見地からすれば刑事訴訟法の施行に而して

ば精神の一定せる方向と云ふことになる。其の結果不良なる品性、善良なる品性も皆包含するのである。併しながら多くの場合、善良なる品性と云ふことに使用して居るのである。品性は人事に關する實踐的價值判斷であつて、吾々は見識と名づけて居るのである。見識は吾人の知的判斷にして善の價值を知り之れを強く感受するに依つて善を愛し惡を憎むのである。即ち價值あるものを好み價值なきものを捨てるのである。故に正直剛健の人は詐言を弄せんとし又は諛を爲さんとする場合に甚しく苦悶懊惱して不快の感を起すのである。それから善を行ふに當り如何なる障害があつても之れにも屈しなれど敢行するのである。要するに知情意の統一を保つて慣習的に固定した人格者を品性の確立した人と云ふのである。

(二)性向とは豫め心身に備はつて居る處の活動の傾向を云ふのである。性向の一要素は遺傳であつて、一要素は生後に獲得したものである。之れを心理的方面から見れば將來に起るべき心的過程であつて、之れを生理的方面から見れば容易に起るべき一定の神經的活動を云ふのである。

(三)環境と云ふのは吾々の機能に影響を及ぼす外的條件である。其の影響が複雑になればなるほど環境も亦複雑になり、終には人類の必要に應じて環境を變化させてさうして之れを利用するのである。要するに交互に作用するのである。

四

檢察官の論告は刑事被告人の非行を指摘し、役に入り細に亙り、其の内容を詳述して、法律上の責任を明にし科刑に就いて意見を述べるのである。公開の法廷に於て多數傍聽者の面前に於て不法行爲の内容を展開し、刑事被告人其の人の心情に深く立入り其の行動を解剖して其の事實を論證すべく、或は證人、參考人の供述を論據とし、或は檢査調査

其の他の物件を援用し、赤裸々に論述するから彼れの名譽地位は「かたなし」になるのみならず、一般民衆に對し批判の材料を提供することになるからして、刑事被告人は彼れの父母兄弟の地位名譽に想倒し痛恨不安の念に驅られるに相違なからう。而してそれが餘に深刻に餘に冷酷になつたならば彼れは自己を棄て、自己を傷け、反抗怨恨の情火忽然として起るであらう。若しも檢察官の論告なるものが刑事被告人を非難し、彈劾し、問責しなければならぬならば洵に已むを得ない。一例を挙げると刑事被告人に對し彼れは惡漢無頼の徒にして諸方を徘徊し強竊盜を常習とするものであるから、嚴罰を望むと云ふやうな論告は非諷刺的、復讐的、問責的であつて、或は傍聽者をして痛快を叫べるかも知れぬが、刑事被告人をして反省悔悟を爲さしむる上に於て良好なる影響を與へるやうに思はれない。

五

檢察官の論告を諭示、勸告、善導の形式を以て反省を促すべく、改善を爲さしむべく忠告を與へるとしたならば如何なる辯論をしなければならないか、吾人をして少しく論述することを許して貰ひたい。

其の一。刑事被告人に要求すべきものは人格の偉大高尚なることである。人格の偉大や高尚は文字を以て表現すれば六ヶしくなるが質朴なる農民、無資産なる小商人中に優美高尚なる人格者を見ることもあり、又洋々春の海の如き豊かな富める人格たることを發見することもある。吾人の要求する所のものは茲に存在するのである。刑事被告人其の人が感じたり、考へたりする場合に、彼れの人格が——彼れの意識内容が豊富であればあるほど考へることも感ずることも正しいのである。吾々が社會事實として屢々見聞する所であるが、有名な學者にして自己専門以外何も知らない人は感情冷却して人格極めて貧弱なものである。文學者にして感情だけ發達して知識の内容が弱小なものがあるそれから權力の外何も知らぬ人、財産の外何も知らぬ人は決して豊富なる人格の所有者と云ふことは出来ない。人

格の豊富は精神の豊富に外ならぬ。即ち物質の豊富、社交の如何、經濟生活の安定等は之れを豊富にするのである。併しながら超然主義を採り名利の外にあるものは必ずしも人格者と云ふことは出来ない。社會のため人類のため貢獻するところなければ高大なる人格者ではない。吾人の罪惡の多くは不明、不注意、偏狭、輕卒、冷酷極着から生ずるのである。故に若しも偉大完全なる——豊富圓滿なる人格であるならば罪過を敢てすることは極めて少なからうと思ふ。檢察官の論告は此の點に關し教訓し勸告するの必要がある。

其二。刑事被告人に要求すべきは人格の剛健自由なることである。自己の人格、自己の信念を以て事に當ること——薄志弱行にあらざることである。吾人の地位財産は一朝にして失ふのである。父母友人も亦然りである。昨年九月一日の大凶災は此の消息を實證して餘りあるのである。併しながら自己を恃み自信を斷行する場合に理が非でも我を通すと云ふことがあつては強辯固陋に陥るから其の非を悟つたならば速に之れを改むるの雅量がなければならぬ。檢察官の論告は此の點に關し善導忠告する所なければならぬ。

六

檢察官の論告は非行を弾劾して問責するにあらずして他に重大なる目的——改悛と云ふ期待があるとするならば善行を勸告し規範を教訓しなければならぬ。吾人は檢察官の懇篤なる勸告、適正なる教訓は彼等をして反省悔悟を爲さしむる上に於て偉大なる實力あることを信するのである。

(完)

活動寫眞の實際問題

巧妙なる辯士の要求、觀覽制限の緩和

刈屋老龜

活動寫眞を教誨の補助として利用したならばといふ意見は、他にも同意者があつたであらうが、予輩もまた數年前より提唱して、本誌を借りて開陳した事もあり、一昨年教誨教育に關する本省の諮問に對しても、愚見の一端を進言した事もあつたのである、故に予輩としては宿望の實現として近來の活動寫眞巡回に對しては無上の快感を得て居る次第である。従つて活動寫眞を教誨に利用する事はそんなに驚くほどの大發明とは感ぜない、寧ろその遅きを悔ゆるくらいに感じて居るものである。況んや今更事新らしく活動寫眞が教誨上有効なものであるといふ議論を爲すの必要も認めない、言はゞ此問題たるや實行期に入れるものであつて、その可否を論ずるの時期は既に過ぎて居るものであると考へて居る。全國の教誨師中にも恐らくその可否に迷

ふて居るやうな迂遠なものはない事であらうと信ずる。予の宿論の一として未だ實行期に入らざるもの、否、堂々として遠慮なく實行するまでに至らざるものが二つある。一は音楽の利用で、一は教育勸語の捧讀である、音楽も勸語も少年刑務所では余程以前より試みて居るのであるが、普通刑務所に於ては今尙稀に行ふのみであつて普通して居らぬやうである。三大節に國歌合唱の際にオルガンをふる位に止めず、毎集合教誨に樂器を使用したならば、如何に聽衆の心魂を引立たせ得るであらうか。教誨前に用ふる音楽は、掃除をする前に水を撒くと同様の効果がある。教誨を徹底せしむるに、どの位有効で、能率を増進するかも分らぬものであることは、予輩の實驗上信じて疑はざる所である、敢て音楽を娛樂とのみ見てはならない。教誨の

場合に於ける音楽は實用的であつて裝飾的ではないのである。これを今一層盛んに行ふに至るやう、本省よりも獎勵鼓舞を煩したいと考へて居る。而して教育勸語、皮申詔書又は民風作興の新詔の如きも成年受刑者に對して徹底的に宣傳するの必要があることは、今更申すまでもない、さうして行くには度々捧讀式を舉行して之を布演せねばならぬ。然るに刑務所の如き場所に於て、勸語の捧讀を爲すは恐多いかの如くに心得て、成るべくかやうな勿體ない事は行はぬがよいと言てはぬばかりに遠慮して居りはせぬか。時代後れも甚だしい、全體ならば、刑務所に於ても、至尊の御眞影を奉安し、職員のみならず受刑者までも拜禮を遂ぐるやうにありたいものである。何故に刑務所に御眞影の奉安がないのであるかを考へて、矢張り勿體ないといふ傳統的感情に囚はれて居るのであらうと思ふとき、勸語の捧讀を少年刑務所では以前から行つても、普通の成年刑務所では何だか遠慮して居るやうな傾向があるの原因も、露骨に言はゞ其邊に在るのであらうことを遺憾とする。教育の中核が信念にありとしても、國民道徳の基礎が教育勸

語に存する事は、今更申すまでもない事である。此大切な精神を振起せしむるに、なぜ勸語を堂々と捧讀して聞かぬのであらうか、入らざるところに氣遣は無用であるといふ事を、考へて見たならば、成程といふ事になつて、國民教育が行刑の上に盛行せらるゝに至るであらうと信ずるのである。

筆は活動寫眞問題に逆轉する、活動寫眞の既に數回觀覽せしめられたる今日、その實際問題として予輩の頭に往來するものは映畫の選擇である。攝政宮殿下御渡歐の映畫の如何に受刑者を感動せしめたかは言はずもがな、その外の立志的映畫、商工能率増進の映畫、最近巡回の納稅義務に關する映畫中の家庭の情味等、見るものゝ血を沸かしめ、涙を絞らしめたるもの、流石に撰畫に苦心の跡を見るに足つて居る。

只遺憾に感ずる點は、映畫の説明が不十分である、何をいふも機械を取扱ふ人と説明者とが同一人であるために、畫面と説明とが離れたり、詳細にあらまほしき説明が簡單になつたり、熱度足らなかつたりするために、折角の映

畫が活圖しない、時に或は活動寫眞が死んで仕舞ふのは惜みがありはしないか。活辯といへば侮蔑の習慣があるが、實は映畫、教誨に附隨して最も大切なものは此活辯の巧妙さである。世間一般の興業的活動では活辯の不満足があつたならば致命傷を受けるのである、故に映畫の撰擇に十二分の意を注ぐのは無論、活辯の爲めには高い給料と不斷の注意とを拂つて居る。技師と辯士とを兼ねしめるのは實に無理である、希くば適當なる辯士を隨伴せしめて、折角の映畫の精神を遺憾なく發揮せしむるやうにしてほしいものである。教誨師中にも辯士としての適任者は多分にある筈である。我と思はんものは名乗り出で、も此重要な任務に當つては如何や。

次に重要な事件は、受刑者の最大數に之を觀覽せしむるの必要なることである。何れの刑務所の様子を聞いても活動寫眞を見たるものは満足するも、見ざるものは不平不満甚だしきは自暴自棄に陥つて居るのである。是を普遍的に一般に觀覽せしめずして、條件付にして觀覽資格を制限したのは、當局でも大に考慮の結果に相違ないけれども、

是には實際上非常の反感があつて、一面觀覽者に利益を興ふる以上、非觀覽者に精神上の不利を興へる點に注意を要する。

先づ觀覽制限中、受刑後五ヶ月を経過せざるものに對するの制限であるが、活動寫眞を娛樂物として取扱ふものならば受刑早々の反省自責時期中に之を觀覽もしむるは不可なりとするも一理あれども、娛樂でなく教誨である以上は此受刑早々の反省自責時期中に之を觀覽せしむるなど一層効果があるではあるまいか。此時期に於ては彼等の良心が悉く目醒めて、罪惡觀に溢れ、名譽觀に泣き、家庭思慕の情に燃えて居る。普通の教誨でも此時期の教誨は最も有効である、況んや撰畫に最善の注意を拂はれた事實的教誨としての映畫、而かも巧妙なる教誨的説明の伴ふて居る映畫を觀覽せしむるの效果に於ては百利あつて一害の伴ふものを認めないのである。希くば此制限の緩和を考究していただきたいものである。

次は行狀不良の徒に對する制限である、これとても映畫教誨によつて反省せしめ覺醒せしむるの必要こそあれ、觀

覽せしめないといふ理由は見出し難い。普通の教誨は行狀不良の徒に對しては殊に度數を増加して、殊に熱烈なる熱情を以て施行せられて居る。映畫教誨に限つて之を觀覽せしめないといふに至つては、矢張映畫を娛樂として取扱ふの心持が手傳つて居るのではあるまいか。かく申せば必ず叱責されん、曰く、活動寫眞は暗黒中に行ふものである、普通の教誨を白明々たる教誨堂裡に行ふとはその趣を異にして居る事に氣がつかぬと、如何にも然り、然れどもこれは絶對的故障に非ずして相對的である。活動寫眞は普通暗黒中に行はるゝものではあるが、注意を周到にすれば觀覽者の監督は行ひ得るものである、行狀不良の徒を暗黒中に集合する事に對しては十二分の注意を要するは勿論なるが、案外かゝる恩惠の満足に感謝せる場合に於ては間違ひの餘いもので、實は心配するほどのものではないと信ずる。間違ひのあるときには白晝衆人環視の中にも出來得る、例外を以て總體を律するは神經過敏の嫌ひなきにあらずである然らば如何にして不良者を取締るか、曰く

一、映畫觀覽前、教誨師又は看守長より、悉に觀覽中の心

得を舉示し、若し違背するものあるときは直に退去せしめ、次回よりは絶對に觀覽せしめざる旨を説示し置く。

二、此説示をも諒解し能はざる極めて不良なる者は、變質者精神病者、又はその當時懲罰等に座して昂奮せるものなるべきを以て除外する、但し此制限は成るべく狹義に解釋する。

三、暗黒映畫の句切を短時間にする。たとへば一巻五卷の映畫ならば、五卷中、一巻々々毎に暫時の照明を爲す、即ち照明を屢々して觀覽者舉動を監督する

四、看守部長、看守長、戒護者の數を成るべく多數にして觀覽者の周圍中央等に配置し、暗黒中といへども大體の監視は出來得る程度になし置く。

五、觀覽者の一回數を余り多數にせざること、成るべく百五十人乃至三百人以内とし、映畫度數を多くするの繁を厭はざること。

かくの如くにして猶且つ不良行爲を試むるものありとせば止むを得ず之を排出して嚴重に懲罰に附し、自責他戒の處

置を採るべきである。これは事實減少にない事で、不良者の群居せる特殊の刑務所以外には稀有の事であらう。

實際活動寫眞を觀覽せるその時間中の彼等の心理状態は興味と感激とに夢中となり、決して悪い量見の出るものではない、唯多數を集めて置きながら、映畫の準備が整はないために待合せの時間が長かつたり、映畫は終了しても愚頭々々して退去に取つたりするときは、一種の群集心理として不逞なる所爲も演じ易いものである。

此邊の心理を能く呑み込んで取扱つたならば、不良者を或程度の不良者は暗黒中に集めても、大した間違ひの起らざるべきを信ずるのである。たとひ多少の弊害はありとしても、一面映畫と説明によりで多大の利益を與ふる事を思へば、思ひ切つて不良者にも觀覽せしむるの道を開かれん事を望む、今の如くの制限があつては折角の文化的施設が不徹底の感に曇らされるのではあるまいか、忌憚なく愚見を開陳して大方識者の教を請ふ。

熱狂的大歡迎の永久的教材を提供す

藤木法林

平素普通の場合に於て、受刑者の總てに對して、常に大なる緊張と靜濟とを以て、而も熱狂的に教誨を歡迎せしめ謹聽せしむるてふことは、甚だ難事の業にして、而も此處に至らしむるの研究と材料とを得んと努力しつゝあるは教誨師の一般なるを信ぜらるゝに就ては、予が最近新らしき試みとして施行しつゝある教誨資料が、眞に豫想外にして寧ろ不思議とまで思考せらるゝ程、常に益熱狂的大歡迎を得つゝある事實を發表して、諸君の参考と資料に供するは斯道の爲め忠實の一事たるを思ひ、左に其内容を提示せんと欲す。

當所に於ては、從來社會生活上の知識を與ふる目的の下に、一ヶ月若しくは二ヶ月に一回位、新聞教誨なるものを施行し來りしも、是位の事では到底其目的の一部分だも達

する能はざるを遺憾とし、全業日曜に工場に於て爲したる日を手にすれば、日本は無論全世界の大勢變遷等に適應せしむることを得る事となり、該週刊朝日は、工場教誨に最も適し、而して從來純粹の信仰談を希望申立つるもの多數に於て、向きの資料たるを深く信じ、所長の賛同を得て、爾來日あるも時間なきため執行に至らざりし事として此の變更と共に該週刊朝日に依て工場教誨を施行しつゝあるところ其歡迎の如何にも豫想外にして、而も熱狂的なる緊張振りには、實以て驚かせられ居る如き状態にありて、午報を合圖に工場に走せつれば、前以て豫報しあることとして、既に一定の勢にも通曉せしめて、絶へず外界の刺戟を與ふるは、教化の到るを待ち構へ居る事として、予の姿を見るや「来た〜」善導の要諦なるを思ひ、恰も大阪朝日新聞社に於て發行せられつゝある週刊朝日なるものは、日本支那世界の日誌を始め、各地の出來ごとより經濟に關するもの、其他時々教化上有益なる資料等を、一週間分づゝ次から次に發行さるものにて、日本支那世界の日誌各地の出來ごとの中、有害と認めらるものは省略し、説明の必要あるものは一々之れを簡單に説明し、就中記事の最も親切なるは、四週間に於て、過去一ヶ月分の世界の大勢を統括して、世界を一時の下にと題して、分り易く説明しある事にして、該週刊朝日に驚かされては、現在の境遇の俯仰なきが沁々と感ぜ

ゝ事となり、自然過去の反省と將來の決意とを促すべき唯一の手引草ともなるに至るは必然の事かと思考せらる。想ふに、日々少くとも五六種の新聞を購讀して毎週該週刊朝日文の材料を蒐集するてふ事は、第一經濟上の都合と、蒐集に費す時間を得るの容易ならざる事より推考して君に提供せんとするものなり。

短刑期者に對する積極的處遇

井上 謙 敬

此所に短刑期者と稱するは大體に於て刑期十ヶ月以下の者の謂である。示して居る。從て此等多數の此の短刑期者の行刑所遇なるものは我々實務家として尤も慎重なる研究と考慮を要する

今日我國刑務所に收容せる所謂此の短刑期者なる者は其緊要事たるは言ふを俟たないことである。

全受刑者の五分の一強の現状を呈して居るものと見て差支へ有るまい。——本省發表大正十二年二月五日發行の第二十三行刑統計年報に依るも、大正十年男女合計受刑者總數四萬三千五百三十二人中に於て此の短刑期者なるもの(一年以下六月以下及三月以下を合算)八千〇七十八人の多數を

として茲に一番大に熟考研究すべきは、此等多數の短刑期者の執行に因て有終の美果を結實せしむべきである。併し動もすれば此の短刑期者は(一)、作業の習熟及其生産期間等の關係より(二)、行刑の遂行上戒護教務總ての方面より輕視されつゝあるもので有るまいか。

法規上に於ても極めて少數なる二ヶ月以下の短刑期者に對しては之を獨居拘禁に附し其刑の執行を爲せ等と、唯一面の惡化を避け、又よりよく行刑の効果を達成するに便宜なたゞ一の消極的處遇規定が有るのみで、他に何等の方策が示されて居らない様に思ふ。而して彼等には賞遇も假出獄の恩遇も短期刑者なるが故にてふ一言の下に顧念されないてふ事實になり居りはすまいか。或論者は如斯き短期刑者に賞遇又は假出獄を敢てするてふことは(イ)、其必要がな

い短期刑なるが故に、完全なる到徹せしむるを得ない(ニ)、他誠を削ぐ。等と論議し、且つ此等短期刑者には長刑の即ち年刑者以上の者より、より以上に特に峻烈嚴肅に刑の執行を敢てすべ

きである。而して此等の賞遇恩遇には浴さしむる必要がないと言つてゐるやうである、無論刑の執行は各別的の生きたる處遇をするてふことは之れ吾人實務家の要諦で有る、併し此の短期刑なるが故に白眼視して輕々に賞遇及假出獄の處遇を敢てする要なしてふ論議は唯短刑期てふことに因はれて居る錯誤觀念であると思ふ。寧短刑期者にも此の賞遇又恩遇してよりよき大なる行刑の美果を實らせ得ることと確信するものである。更に(一)短期刑者に此の賞遇又恩遇を取てすることに因て假令殘期は僅かなりと雖其短刑期者をして即ち被賞遇者、被恩遇者に長刑期の場合と同様に一大責任感を荷負せしめ、茲に行刑の効果を達成することが出来来る。(二)釋放後、社會一般の信用上此復長刑期者同様に其信用に對ての裏書となると思ふ。

要するに法文の上に於ても短期刑なるが故に賞遇し又恩遇すべからずてふ規定もないのであるし、行狀善良改悛の狀顯著なりと斷じ得る者には積極的處遇の二法として(一)之を惜まず躊躇せず執行し以て行刑の効果を層一層達成し度いと思ふ。敢て先賢各位の指教を仰ぐ。



海 外 時 報

ニューヨーク・プリズン

野 尻 生

務作業については八時間制を主張してゐて、監内のものが監外のものより短時間の労働に服すべき理由は更にないと云ふに在る。

ニューヨーク州には四箇のステート・プリズン(州立)、三箇のリホトメトリ(矯正院)、五箇のベニテンシアリー及び六十箇のカウンティ・プリズン(郡立小刑務所)ありて、別にニューヨーク市の管轄に屬する種々のベナル・インステイチウシヨシ(行刑設備)がある。茲にベニテンシアリーといふは他の州にて云ふものとは其意義を異にするものにして、五箇の郡に分置せられてゐる。即ちアルバニー、イリー、モンロー、チナンドガ、及びウエスト・チェスター等である。此等のベニテンシアリーは設置せられたる郡の費用により維持せらるゝものにして、他の郡より一人一週幾何といふ費用を支拂つて受刑者を此等のベニテンシアリーへ移送して來るのである。

ニューヨーク州プリズン・コミッション(行刑調査委員)の第二十八回年報によるとニューヨーク州に於ける刑務作業は箒、ブラシ、ナートプレート、家具、筵、藁蒲團、亞鉛板、靴等の製造である。賣上は約百二十萬弗で、純益は四萬九千二百七十五弗に達する。製品の販賣は州或はその都市の諸施設に限られてゐて、總ての公の機關はプリズンにて需用の品目を製造する能はざる場合の外他所より購入することはできない定めである。コミッションは刑

アルバニー監へは十箇の郡より受刑者を移送し其給費は一週五弗である。イリー監へは三郡よりし給費は一週十弗である。

モンロー監へは十一郡よりし給費は一週四弗である。
 ナナンドガ監へは九郡よりし給費一週四弗二十仙
 ウエストチエスター監へは四郡よりし給費一週三弗九十
 九仙

州より此等のベニテンシアリーへ受刑者を移送する場合
 は一週四弗二十仙と定められてゐる。尙ほ合衆國政府は一
 週三弗十五仙乃至四弗二十仙の割合で比等のベニテンシア
 リーを補助してゐる。

此等のベニテンシアリーは程なくペンシルバニアに設置
 せらるべき州立のインダストリアルファーム(作業場)に一
 部分似てゐるものである。

委員の報告中最興味の深いのはナーバアン並びにシンシ
 ンに於ける相互保護同盟會(Mutual Welfare League)に
 關するものである。

『この同盟會は一種の制限を附せられた自治制ともいふ
 べきで、その運用を誤らなければ行刑管理の行き届かない
 處へまでも能く行届いて受刑者の改悛進歩を完成する事が
 できるものである。元來刑務所といふ處は如何に監督を嚴

重にしても監督の届かない部分があるもので、受刑者も相
 互の秘密は密告しないものである。秘密の非行、麻醉劑の
 飲用内密の慣習といふやうなものは刑務所内には稀れでは
 ないもので、此等の惡事は唯收容者中の健全なる輿論及び
 風紀で防遏するの外はないのである。

同盟會の役員主張する所によれば同盟會は會員の非行
 を禁遏し道徳上並びに身體上の福利を謀るを目的とするも
 ので、善く監督の行はれ責任觀念の深く刻まるゝに至れば
 自ら受刑者の心中に自尊心の生ずるものである。

斯の同盟會にしてたとへ僅かなりとも行刑状態を淨化し
 改善することができれば、それは監内に於ける進徳の一つ
 の力として正しくこの同盟會を證據立てたものである。』

シンシンに於ては已に與へられてゐた特權の中二三のも
 のが同盟會から奪はれたけれども尙ほ運用されてゐて改善
 の力となつてゐると報告されてゐる。同盟會の仕事は娛樂
 設備を準備し之が監督の任に當り、且つ總て會員の代理を
 司つてゐる。會の基本金は通信教授の補助費、釋放者の旅
 費、職業練習費並びに釋放者の職業紹介費等に充てらるゝ

のである。

委員は同盟會とワーデン(典獄)との間に存する關係の
 良好なることを喜んでゐる。

相互保護同盟會なるナノア・システム(名譽制)につい
 ては昨年九月十三日より十九日までボストンに開催せられ
 たるアメリカン・ブライズン・アソシエーションの總會に於て
 嘗つてニューヨーク州立ナーバアン及びシンシン・ブライズ
 ンの長たりし彼のタマス・モット・ナスボーン氏は斯の會の
 起原、歴史、發達について演述する所があつた。今左に演
 述の主旨を抄録する。

『同盟會は事實上受刑者訓練のために管理と責任とを擔當
 してゐるのである。その主義は行爲によつて行爲の法則を
 學ぶ即ち支配することによつて支配されるゝことを學ばんと
 するに在る、我等は我等自身の法律を作ることにによりて法
 律を尊重することを學ぶのである。』

同盟會は紙上に陳べられた美しい空論ではない。それは
 ナーバアンの受刑者によつて一つ宛石を積むように徐々に
 築き上げられたものであつて、次でシンシン、ボーツマウ

スに及んだものである。リーグ(同盟會)は實驗に供せられ
 てゐるのではない。度々の實驗を重ねてゐる間に自ら生れ
 た一つのシステムである。その細目に至つては所によつて
 異つてゐるから、或はシステムといふのは誤つてゐて、一
 箇の根本的なプリンシプルの應用といつた方が當つてゐる
 かもしれない。

リーグは特權と娛樂とによつて受刑者の生活を快適なら
 しめんとするセンチメンタルな試みではない。之とは全
 く反對で、むしろ多くの點で受刑者の生活を苦しいものと
 するのである。何となれば會は受刑者を一層高いスタンダ
 ード(行狀標準)に推し上げようとするのであつて、思想
 行爲の舊習慣を打破して新しい理想を養ひ得るといふこと
 は多大の氣力を要するからである。

リーグは決して自治制ではない。數年前この協會の有
 名な一員がリーグの話聞いて、「私は自分のブライズンの
 管理を罪人の一群に委ねることはすまい」と私に曰つたこ
 とがあるが、之は全く事實を誤解してゐるものである。リ
 ーグは一毫と難典獄の權威を損するものではない。否その

權威を擴め深めるものである。刑刑管理から離れては行はれ得ないものである。典獄は好結果を擧げる爲めには是非共リーグの一員とならなければならぬのである。ワデーの主宰する役員會は全システムの中樞機關なのである。リーグは別に典獄に特殊の伎倆のあることを要求しない。唯だ意圖の正しくあつて取扱の公平なることを要求するのみである。

一片の虚偽ごまかしと雖致命的失策となるのである。』

ナスボーン氏は彼の自ら運用に力を致したる斯のシステムは決して官憲より人爲的に強いたものでないことを重ねて陳べて、受刑者によつて行はるゝ選舉には決して官憲の干渉あるべからず、且つ會員たる資格は全受刑者に及ぶべきことを主張してゐる。

トーマス・モアは十六世紀に彼のユトピアを書いた時には、罪人を社會から隔離して、一層大きな自由を與へても差支ない時になつてから廣く世界を活歩するの特權を彼等に戻してやることにしてある。之と同じくブライズンは一つのコンミニユティ(社會)と見做すことができるもので、

其内に在るものは實地の活動によつて社會生活の概念並びに習慣を養ひ得るのである。是れまでは犯罪者の多くは所外に在つた時は常に社會と戦ひ、所内に在れば看守職員と戦つてゐたのである。彼等は何等責任の觀念なく、彼等の行爲を律するものは唯だ利己の動機あるのみであつた。社會調査によれば身を誤つたものは多くは自己を制御することの出来なかつたもので、社會の影響を支配して行く力がなかつたに由るのである。將來に在つては行刑の作用は須らく根本的に此等の人々の人格を認めて之を發達せしむるに努むべきである。而して斯の發達を期するの道は受刑者が釋放後廣い社會へ出て善く己れを處するの準備を作つて置くために、所内に在て先づ自己の問題を自ら解決すの役割を彼等に與ふるに在る。

(Prison Journal)

精神病と犯罪

(犯罪責任能力に關する)

英國委員の報告)

野 尻 生

英國に於ては嚮きに精神病の抗辯を以て辯護方法とする刑事裁判に關する現行法律、慣習並びに手續について何等かの變更を加うべきやいなや、更に又若し變更の加ふべきものありとせば一八八四年の犯罪者の精神病に關する法律(Criminal Lunatics Acts)の第二條の規定に該當する場合に關し現行法律並びに慣習中如何なる點に變更の加へらるべきやにつき委員を設けて取調べつゝありしが、這回該委員の報告が提出された。

委員は右の報告に故て大要次のやうな意見を述べてゐる。

(一) 有罪の告發を受けたるもの精神疾患のため抑制す

精神病と犯罪

る能はざりし或る衝動によつて行爲したる場合には本人は右の行爲について責任なしと認めざるを得ず。立法者は此の規定を有効ならしむるの手段を執るを要す。

(二) 或る一人精神錯亂のため責任能力なきことの決定せられたる場合には、判決の宣告は次の如くなるべし、即ち、「被告は現に右の行爲(或は不作爲)を行ひたりと雖、行爲の當時法律に依りて責任を負はしむべからざるの程度に於て精神に異狀ありしの故を以て刑を科すべからざるものとす」とするを至當とす。

この點に關する現行の規定は改正せらるべきものと信す。

(三) かゝる改正なき間は常に「行爲は有罪なりと雖行爲の當時法律に依りて責任を負はしむべからざるの程度に於て精神に異狀ありたり」との判決を下すべきものとす。

(四) 被告は公訴の際虚偽の一目瞭然たる場合ほ別とし少くも二人の醫師の證言ありたる場合を除き無罪の申立に

不適宜なりと認めらるゝことなかるべし。

(五) 控訴に關する現行規定は變更せらるゝの要なし。

即ち公訴の場合又は判決言渡の後に於ては精神錯亂に
ついでに決定に對する控訴は之を許さざるべきものと
す。且つ後の場合に於ては行爲(不作爲)又は精神錯
亂に關する控訴を許さず。

(六) 地方行政區に於ても檢事辯護士或は收監官吏の請
求により熟練なる醫師をして刑事被告人を診査せしむ
るの規定を設くるの必要あり。

(七) 一人或は數人の精神病學者の陪審官を置くの規定
は不必要と認む。

一八八四年の犯罪者の精神病に關する法律については。

(八) 第二條第四項の法文上の權限は之を維持するを尤
も必要なりと信ず。

(九) 右第四項の手續は十分なりと認む、變更の要な
し。

(十) 主務大臣の裁量は現在の如く行はるゝことを必要
と認む。

處罰に關しては委員は次のように言ふてゐる。

『現在の規定は誤つてゐない、精神に缺陷あるものにし
ても尚且つ刑法上の責任を有ら得るのである。犯罪が
自覺的な決意に出づる行爲であるのは勿論である。然
しながら茲に一人ありて犯罪をなすの意思あり、その
行爲の何たるかを知るの能力あり、且つその行爲の敢
てすべからざるものなるを知る時には、彼の爲すその
行爲は明かに犯罪である。彼が之が爲めに處罰せらる
べきや否は當然に同じ問題といふことはできない。我
等委員は刑事學上の原理を議してゐるのではない。吾
人の意の存する所は刑の目的に在るのである。刑の目
的には二つあつて、一つは犯罪を防止し、と同時に他
の一つはその同じ犯罪に犯罪者以外の者が陥ることを
防止するに在る。吾人が先きに豫想した心的状態が現
に存在してゐるならば刑罰を科しても毫も差支ないと
吾人は信するのである。是に由て犯罪者並びにその以
外の者を犯罪から防止し得る期待を有ら得るのであ
る。然るに之に反して不確かな心的状態の診斷の上に

巧みに排列せられた疑問の爲めに犯罪者が刑罰の執行
を免るゝことができるとしたら、法律の威力は甚しく
傷けらるゝと云はなければならぬ。¹
委員は控訴院判事アトキン(委員長)、サー・アーネスト・
ボロツク、サー・レスリー・スコット、サー・ハーバート・ステ
フエン、サー・リチャード・ミューア、サー・アーチボールド・
ボドキン、サー・エドワード・トループ、サー・フヒンレー・
ブラツクウエル、及びサー・エドワード・マーシヤル・ホー
ル等の諸氏である。

(London Times)

大根の葉

蔭干にして貯へておいて色々調理

して用ふべきである、ビタミンは無くなつても他
の養分は無くならぬ。

青紫蘇

これが榮養に富んで味のよいもの

である、葉を細かに刻んで、鰹節、砂糖、醤油で味
をつけ賞詰めておくと何時までも貯へられる。

公衆衛生

工場災害

古瀬安俊

工場災害は決して偶然の出来事に非ずして、皆原因が存
在して居る。故に工場災害の豫防は、災害原因を防ぐこと
を十分に行はなければならぬ譯である。我國に於ける工場
災害の種類を見ると、調帯、調索に因る災害が最も數多
し。總ての罹災者の三割六分は是に當つて居る。其の次は
高所から墜落に因る所の者が總ての罹災者の二割六分に當
つて居る。其の次が高熱物體に因るもので、一割六分に當
つて居る。更に物體墜落に因るものが一割五分に當る。而し
て此の原因を探索して見ると、大凡十種類に區別すること
が出来る。

第一は危険なる作業に女子や子供を使ふといふ關係であ
る。就中運轉中の機械を掃除させるといふ場合の災害が極

めて多いのである。英吉利の工場監督官の報告に據ると、
總ての災害の一割は是に當るといふて居る。我國では災害
調査の結果は、英吉利ほど高くはない、是は工場法が十五
歳未満の者及び女を危険なる作業に對して禁止して居るか
ら、英吉利ほどにはなつて居らぬけれども、十七歳前後の
者と十九歳前後の者とを比べて見ると、常に年の若い者は
多く災害を受けて居る。紡績工業若くは機械工場等に於
ては、此の種の危険が未だ十分に除かれて居ない。

第二は職工に知識がないために災害に罹る、不熟練職工
は熟練職工よりも常に災害率が高い。我國に於ては雇入れ
たる後、三ヶ月以内の者が比較的多くの災害を被つて居
る。

第三には職工の體力が不適當である場合に災害が起つて

居る。中には既に疾病を有して居つて工場に入つて來る者
がある。是を不注意に採用することが先づ第一の誤りであ
る。又體力に應じた相當の仕事を選ることが今日迄十分
に行はれて居らぬ。漸く昨今になつて適性検査の問題が工
場主の間に認められて、心理實驗を行ひ、若くは身體的の
検査をすることが漸く實際に現はれるやうになつて來た。
一體人間が天賦の差異は、各個人が遺傳的に所有して居る
故に體質とか才能とかは千種萬別であるから、多數の學者
が人間が置かれたる境遇の影響も、天稟の豫示せる以上に
は出づることが出来ないといふ説を近來に至つて唱へて居
る。それ故に職工として作業を課する場合には、或職工は
身體的に速度が非常に早いものがある。或者は力量が勝つて
居る。更に精神的には智的方面の優れた者もある。或は認
識に非常に富むて居る者もある。更に情的方面に特徴を持
つて居る者もある。記憶若くは推理といふ如き特長を有す
る者もある。それ故に各作業に必要な要素を分解して、
それに適應する才能のある者を撰ぶふとが作業の能率を擧
げる上からも、或は一人一人を造り上げる上から見て、更

に又工業的の教育の効果を擧げる上から見て、極めて必
要なこと、言はねはならぬ。それ故に近來適性検査が極め
て多數の工業家の耳を傾けしめつゝある。体力が若し不
十分である、或は性質がそれに合はないやうな場合には、
疲労も多く、危険に對して敏活なる動作をすることが出来
ない。隨つて災害の多かるべきは當然である。猶ほ仕事の
最良方式を決定する方面の學者として、有名な亞米利加の
ギルブスは、主として使はして居る道具の重量と、作業
の成績とを比較し、或は無駄の手續を出来るだけ省いて、
仕事を各要素に分解することに努めた學者である。換言す
れば、仕事を要素的の單位に分ち、それに適應する道具を
職工の體力に應じて與ふることが科學的の管理の上から必
要であるといふことを教へた人である。此の意味合から見
ても、始めて職業を與ふる場合には、極めて慎重な研究を
せざるを得ないのである。今日職業紹介所等に於て心理實驗
を加へ始めたのも、其處に主なる理由があると思ふ。要す
るに從來の工場の經營方法は、機會均等の物的設備の方に
重きを置き過ぎたのであつて、人的の要素に就て軽く看過

した弊害が今日でも残つて居る。是等は將來研究して十分に取除かねばならぬ點である。

第四の職工の不注意に基く災害である。從來職工が工場の仕事をする間に怪我をしようと、工場主は扶助を致すのである。併し重大なる過失といふことゝ、非常な不注意なることゝを併せて扶助を免れやうとする傾向があつたが、近時漸く其の傾向が減少したのである。或程度迄不注意に流れることは止む得ぬといふ考が強くなつて參つた。何となれば仕事に分業になつた結果、作業の趣味が非常に乏しくなつた。且つ工場内の温度や湿気が不適當であり、更に種々なる音響があつて、それに依つて職工が次第に注意が散漫になるのは止むを得ぬ。殊に長時間の労働の場合に於ては、更に止むを得ぬと見られるやうになつた。併ながら普通一般の職工内には工場外に於ける生活の外に、工場外の不挿生が基になつて、不注意に流れるやうな場合も少くはない併し工場主が不注意に對する觀念が次第に現はれつゝある事柄である。

第五は作業單調といふことゝ、労働時間の長過ぎるとい

て少くない、無論仕事のために疲労は次第に増加するけれども、休息時間を與へると、疲労の回復程度よりも、興奮状態の消失する程度が強ければ能率は下つて来る結果になる。故に作業中に與へる休息時間は必ず興奮状態を消失しない程度を考へねばならぬ。此の意味からいふと、十五分以上に渉る休息時間は、決して午前中に設くべからずといつても差支かへないやうな結果を得て居るのである。併し先づ十分位は良からうかと思ふ。次いで晝の一時間の休みの後、午後一時から六時間連續作業を羽二重工場では營むで居るが、其の能率の曲線は其の一時間目に於ては左迄舉らない、第二時間目に於て漸く興奮状態に入り、三時間目が午後の一番高い地點になる。四時間目から急速に下り始めて、五時間目に於ては一日中最も能率の悪い時間になる。六時間目は最後の努力をなす結果、再び能率が上るのである。此の場合を考へて見ると、少くとも午後の四時間目の終りに一回短き休息時間を與ふることが必要であるとも言ひ得る。併し實驗的に此處に休息時間を與へて如何なる成績になつたかは、今度は實驗的に證明することが出来な

ふ關係である。此の爲に仕事に飽いて来て、疲労が増加して、其の結果災害を被るやうになる譯である。蓋し疲労といふことは人の感じであつて、之を測定することは容易ではないが、今日は心理方面の實驗は非常に精密になつた結果、疲労の程度を測ることも大體出来るやうになつたのである。故に労働時間に對する研究をする場合には、疲労の分布に就ても研究して行かなければならぬ。又此の方面の研究は時間別に見たる生産高を基礎にしても推論することが出来る。昨年福井縣の羽二重工場に於て、労働時間と生産高の實驗を、私が十一人の人を使つて實驗をした。其の成績に依つて見ると、朝の五時間は大體疲労が現はれて居らぬ。而して能率の曲線は、第一時間目の成績は余り擧らない。第二時間目より漸く興奮状態に達し第三時目若くは第四時間目に至つて高調を呈する、第五時目即ち晝休以前の一時間は、是亦比較的能率が擧る時間である。斯くして午前の五時間は、其の間に休息時間を設くることすら考慮せねばならぬほど、比較的良き能率を保持して居る。休息時間を與へて其の爲めに却つて能率が下がる場合は決し

つた。少くとも五時間仕事を連續させればその絶點に達する。殊に午後には於ては四時間目、五時間目に於て休息の必要があるやうに感じられる。會つてギルブレスは石炭を船に積込む作業を研究して、一定の時間に五分宛の休息時間を無理に挟むで、強制的に休ました。而して其の成績が非常に優良であつたといふことを報告して居る。故に休息と労働時間とを組合はして研究をなし、又各時間内に於ける生産高を基礎にして疲労の研究若くは労働時間を研究することは極めて大切なことゝ申さねばならぬ。又疲労夫れ自身は如何なるものであるかといふと、是は肉體的若くは精神的の作業の如何を問はず、一種の身體内に生ずる毒物が蓄積して、其の爲めに現はれる現象であると申して居る。獨逸のエルランゲン大學のワイヒャルト博士は、疲れた動物の筋肉の中から一種の物質を取出して、之を疲れざる動物に注射すると、忽ち疲れの状態が現はれて来る。此の毒物をケノトキシシン(疲労素)と名を付けて居る。其後多數の研究が出て、獨逸の伯林にローレンツといふ博士は、ケノトキシシンに對抗するアンチケノトキシシン(疲労對抗素)

といふものを發表して居る。此の學説には多數の信者もあるけれども、まだ斷定的に決定された譯ではない。併し吾々の今回の立場から考へて見れば、常に人間の身體には相當の余力が残つて居なければならぬ。不當に精力を消磨してしまふことは絶対に避けなければならぬ。簡単に申すと一日の睡眠に依つて疲勞が完全に回復せらるゝを程度としなければならぬ。

次に就業時間が長くなれば、常に災害の割合は増加する午前と午後の最終の時間に生ずる災害の数は、一日の最初の時間に生ずる災害の約二倍に相當して居る。又午後の三時と四時との間、若しは三時と五時の間が最も災害の多い時間であつて、午前では十時と十二時の間である。午前の此の状態は羽二重工場の例で申すと、丁度能率の最も盛な時に相當して居る。此の時間の關係は日本で調べたのと歐米の報告を見ても常に合致して居る。依つて時間の長い間には適當の休息時間を與ふることを十分研究せねばならぬ。

第六は服装及結髪の不適當なること、茲に災害豫防具を強さと、取り替へが容易く出来るやうな眼鏡が必要である。危険作業に對して眼鏡の使用は極めて効能の多いものであるが、是さへ未だ十分に我國では行はれて居らぬのである。猶ほ電氣の熔接をする或は熔鑄の作業をする場合には、色の着いた眼鏡を必要とするけれども、是も十分に行はれて居らぬ。第七は採光換氣が不良であるために怪我をする。紐育で調査した工場災害の二割五分は明りが足らなかつた爲めに起つたといふことである。一例に過ぎぬけれども、其の間の關係の密接なることが分るのである。又空氣の交換の不良なるために身體的に不安を感じて、直接間接に災害の原因となることも考ふべきことである。

第八には作業場内の不整頓である。即ち機械の配置が悪い、座席が狭過ぎるといふために、敏活なる動作が妨げられて怪我をする場合がある。又器具機械類が不整頓なるために災害を多くした例も少なくないと思ふ。殊に車軸、調帯、調索の類が通路に於て狭い程に露出して居る所がある。極めて危険の多いことは説明を要しないことである。

第九は材料、工具及機械が不完全であるといふことである。此の種のものに對して十分に慎重なる注意を拂ふことが、災害豫防上最大なる一の手段である。些細なる缺點を早く發見して、早く修理をすることは、災害豫防の一つの

使はないために、災害に罹ることが少くない。着物の研究は今度の歐羅巴戦争のために著しく進歩した。殊に女を多數軍需工業に使用したために、服装の研究は外國に於ては長大の進歩を爲したのである。我國では大工場に於て女子を使ふ場合には、服装が稍々決定せられつゝあるけれども此の問題は外國に比すると非常な懸隔があるとと思ふ。又女子が結髪が悪いために、機械に捲き込まれることは其の例に乏しくない。昔は仕事をしながら髪を結つたことさへあつたが、近來は塵埃の多い工場若くは危険の機會の多い所では、女に帽子を使ふ向が次第に多くなつて來た。少くも工場では亂髪を禁じて、堅く結はせることが必要である。其他鑄物工場であるとか、化學工場、或は塵埃の多い工場等に於ては、それ／＼の豫防道具を使用せしめねばならぬ。就中機械工場では屢々眼に怪我をする、之を避けるためには適當なる眼鏡を供給することが必要である。併し眼鏡は如何なる種類の眼鏡も工場で使ひ得るものは、大凡四つの條件がある。第一は附け心地が好くなければならぬ。第二はレンズが透明であつて大なる視野を有して居らねばならぬ。第三は眼が熱せられ或は濕氣のためにレンズが曇らぬやうにしなければならぬ。此の目的を達するためには、眼鏡の枠の中に十分に通氣が必要である。第四には相當の

重要なる手段である。職工の多くは仕事に掛る前に道具を調べるといふ習慣は十分付いて居らぬ。此の方面の教育をして行くことは必要である。無論定められたる中に各種の道具を並べることも十分に教育せねばならぬ點である。

第十は床や階段其他の設備の不完全なる點である。作業上の床は無論平でなければならぬが、凹凸があつては躓き易い。又滑り易い、斯ういふ床は極めて危険である。コンクリート若くはセメント等の床は滑り易いのであるから、必要に應じて砂を撒くなり其他の滑り止めの方法を考へねばならぬ。又今日の工場の階段は極めて不完全である。勾配が急であつたり、手摺が無かつたり、踏み面が狭過ぎたり、或は危険なる場所に餘りに近接して設けられたり、種々な缺點が階段には存して居る。是等も工場の設備命令に依つて改善をしようとして目下審議中である。梯子段や足場から墜落する實例は極めて多いのであるから、殊に造船所、大鐵工場等に於ては、此種の災害が多いためである。以上述べたことは、災害豫防に必要な主なる原因を

挙げたが、要するに災害豫防の第一歩は、職を與ふる場合に人に就て十分の研究をすること、第二は作業の場所の状況を出来るだけ順當にして置くこと、第三は作業に對する

智識を十分に注入すること、要するに此の三つの事柄に歸着すると考へる。

工場照明

作業周囲の状態が、其の能率に影響する所は極めて大なるものであつて、外國の状況を常に順當に保つことが能率を擧げる上から極めて緊要なことである。随つて採光法、温度、湿度、塵埃、瓦斯、臭氣及音響等の影響を研究し、之を能率と結付けて改善に努めねばならぬのである。亞米利加の衛生監督局に居るブライス博士は、工場の照明を科學的に設備をすると、次のやうな利益があると言つて居る。即ち一〇%の生産増加がある。第二に二五%の損失の減少がある。次に二六%の事故減少がある。猶ほ二五%の良好なる出來榮がある。之に依つて見ても工場の照明が如何に利益であるかは分るのである。適當なる光線が作業の精確さを増し、危険や間違を減らし、動作の興味を増加し、同時に疲労を減少することは事實であつて、雇主側から見ても、勞働者側から見ても、此の改良は極めて緊要な事柄である。然るに我國の工場の現状を見ると、從來洋燈から瓦斯になり、漸く近時電氣に變つた迄の状態で、科學的に照明を取るやうな考案は未だ甚だ乏しいのである。昔は工場

の明さを適當に保たせむがために、建築の場合に床の面積の少くも八分の一以上の窓の面積がなくてはならないといふやうな標準の下で日光を採らせて居つたのである。此の考は一般の原則としては差支ない、併ながら室内に大きな設備をすると其の影が出来るために、窓は相當に大きくとも、實際の仕事臺の上は明るさが足りないのが少くない。それ故に工場建築の場合には、窓の面積を土臺にするけれども、實際明るさの監督をする場合には、仕事臺夫れ自身の明るさを測つて、之が標準に適合して居るや否やを監督する傾向が、各文明國に於て著しく濃厚になつて參つたのである。

一般工場の照明を撰ぶ場合に必要なる條件は五つある。第一は作業面に適當なる性質の光線を十分に與ふることに。

第二は作業面以外の場所も、適當の明さを有せしむべきこと。

第三は眩暈現象を絶無ならしむること（眼のギラ／＼することを無くすること）

第四は設備を簡單にして、危険を伴はぬやう安全になすべきこと。

第五は設備及維持中の低廉なること。

此の五つの條件として工場の夜の採光は研究せられつゝある。一體吾々の視野の中に光り輝いた者が這入つて來ると、眼は其の方に轉ぜむとする傾向を有つて居る。事實眼球が動かなくとも、眼の中の小さな筋肉は既に收縮を起して居る。即ち不用なる努力が其の間に行はれるのである。故に斯の如き場合には吾々の視覺の能率は凡二割五分乃至三割減退するのである。故に夜間の照明法は明るさが十分であると同時に、此のきらめきを絶對に避けなければならぬのである。

光りの色も精神上及衛生上に密接なる關係があつて、青い紫色を呈したものは常に陰鬱なる感じを起させ、赤い黄色を帯びたものは反對に愉快な感じを起させる。而して眼の疲労は光の色に依つて多少違が現はれて來る。無論多量に光が眼に入ると、著しく疲労は増すが、眼の瞳孔は青色に對して調節が困難である。即ち青紫色は眼に餘計に這入り易い。随つて疲労が多くなつて來る。故に工場で使用明りは白色に稍黄赤色を帯びたやうな光が最も良いといはれるは居るのである。

次に光の方向も亦考へなければならぬ。鋭い影を仕事の面に作つて、所謂手暗がりを生ずるやうなことは避けなければならぬ。併ながら機械の性質、作業の種類に依つては

總ての場合に左の上の方から前面から明りをとることは出來ない。同時に仕事の臺に反射する光のために障害を被る場合もあるから、近來は機械器具類はそれを磨き立てることは餘りに歓迎されなくなつた。即ち能率の關係から言へば、燦ぶした色の物が都合が良いと言はれるやうになつた。それから先が散らないためには、眼の瞳孔が間斷なく調節をせなければならぬので、神經及筋肉が過勞する。故に明りの散らないものは絶對に禁物であると同時に、廻轉して居る車或は調帯が作業面に影を作つて居るやうなのは出來るだけ避けなければならぬ。

又作業臺の上に適當なる明るさが必要となると同時に、臺以外の場所も亦相當の明るさが必要である。是は災害を防ぐといふ目的と、道具を落した場合に時間を消費せしめなためである。而して工場で今日行はれて居る照明の方法は大凡四つに區別されて居る。

其の一は局部照明法である。此の場合には最も簡單なる照明方法であつて、極く小さい部分に小さい明りを點けて、多くは移動することの出来るやうになつて居る。而して仕事をして居る者が思ふ儘に之を消したり點けたりすることが出来るのである。此の種の照明方法は、光を必要とする部分が割合に小さく、且つ互に遠く隔りたる場合、又は或

部分に特に強い光を必要とする時に應用せられて居る。譬へて申せば、機械の内部の作業をする時、鑄物場の或種類の仕事をする時は、此の種の明りを使つて居る。併し極めて破損され易く、又大なる工場に於ては電燈の数が餘りに多くなるために損害が大きくなつて来る。同時に布線工事及器具の費用が比較的嵩み、又ランプも普通小さい物を使ふ關係上ランプの能率は悪くて、比較的費用が多く掛る傾向がある。又作業をする人が油手で之を汚す、塵埃も附着し易く、塵埃のために明りの強さも減り易い、故に今日では此の種の照明方法は餘り歓迎すべきものでないと看做されて居る。併し多數の工場は未だ此の方式に依つて居る點は改良せねばならぬ事柄の一つである。

其の二は一般照明法である。是は室内全體を一樣に照らし、其の中の仕事の配列に何等關係なく、均一なる照明の強さを保たしめる方法であつて、大なる燈火を數個備へて、それに依つて室を照らすやり方である。故に布線計畫の費用は比較的安い、點燈費も割合に少い。無論作業の種類に依りては、此の方法を行ひ難きものもあるが、一括して申せば、天井の高さ、大なる工場で、各人の仕事割合に近接し、且つ室全體に涉つて同様の明るさにて使用せらるゝ如き場合には、此の方法が採用せられて居る。例へば

粗雜なる所の仕事を爲す場合、組立、ペンキ塗、鑄造場、荷造場、倉庫等には、此の方式が採用せられて居る。

其の三は局部と一般との併合照明法である。局所照明法は仕事面外は暗ら過ぎる不便がある、之に反して一般照明は或一部分だけに特に強い明るさを必要とする場合には適當して居らぬ。依つて兩者を併用して、一般の低い照明の強さを一般照明でやり、特別な部分の強き明るさを必要とするだけを局部照明に依つてやる方法である。故に局部的に強い明るさを必要とする機械の作業、或は一時的に強い照明を必要とする場合、譬へて申すと、自動機械の如きは此の方式を以て便利とするのである。

其の四の方法は局部的一般照明法である。是迄申述べた色々なる理由に依つて、局部燈を成るべく使はぬやうにし且つ同様の要求を充たさうといふ考で發達した方法が局部的一般照明法である。此の方法は近來中型のランプで能率の高いものが造り出されて、是が頗る應用を盛に見るやうになつたのである。而して一般照明法と違ふ所は、室全體に涉つて均一なる明りの強さを與ふる點とはしない、室の中に燈火を適當に配置して、室の各部分部分に必要な明りの程度を與ふるやうに工夫するのである。随つて機械工場、織物工場等の如く、機械が比較的互に近接し、且つ一

様に配列せられて居る場合には最も適當なる方法といはれて居る。

要するに以上四つの照明法の中で、不經濟で且つ工合の悪いのが第一の局部照明法であるから、是は順次改正をして行かねばならぬ。

同時に研究すべき點は電燈の笠である。從來多數の照明學者は、ガラス製の物が金屬製よりも都合が好いと申して居つた。併ながらガラス製は破損し易い爲めに、今日では職工が多くガラスの笠を好むから、破損のひどからざる場合のみガラスの笠を用ふべしといふ考で使用せられて居る。

る。一體ガラスの笠は光線の透る關係上、天井や壁が明るくなる。此の意味から比較的に氣持が良い。併し建物の性質作業の種類に依つては、必ずしも天井を明るくする必要を見ない。例へば大なる織工場、機械工場の如きものは、殆ど天井を明るくする必要を認めないのである。併し小さな工場で相當に天井を明るくして居ることの利益のある場合もあるから、宜しく其の間に取捨選擇をせねばならぬ。

破損の問題からは金屬の方が優つて居るけれども、光を吸收する率から申すと、乳色のガラスの笠を使ふと、光一、六合%が吸收せらるゝに過ぎない。

常識の泉

しもやけの豫防と治療

しもやけの豫防法として、一般臨床上で薦められてゐるのは、仕事の始めに五分なり十分なり、両手を摩擦すること、或は二の容器の一方に湯、他方に水を入れて湯の冷めるまで両手を代る／＼両器に入れておくことなどでありませぬ。

塗布用の薬物として、餘程肝入の冠詞をぶらさけたしもやけ退治の類がさバリ出てゐますが、どれもこれもどん栗の背較べでその多くは硝酸銀軟膏たまには酸化亜鉛、クレオソート、ペルーバルサムなどゝいつた凝つたものをラノリンでねつたものを塗布薬の中味としてゐるものもあります。

しもやけの理想的な療法といふものに就て各國ともに非常に研究されてゐますが、アルコール族の一種で、この化合物は至つて高價なものですからこれを一般のしもやけ治療に應用することは需供とも／＼に困難であります

ところが偶然にも本邦産の胡桃の一種であるユグランスといふ植物の實に前記の化合物が多量に含まれてゐること、或學者たちが見届けて、ユグリンといふ化合物を抽出することに成功したのであります。

ユグリンを局部に塗ると、直に清快の感を覚えます。そして初期のものは一回の塗布、全治の域に達し、重症のしもやけも數回の塗布で眼の覺めるほど面白く治つてしまひませぬ。ユグリンはセピア色で殆ど無臭透明な液体でありをす空氣中の酸素を攝つて次第に黒變するとその効が無くなりますから、其の一壺は出来るだけ短

時間内に用ゐねばなりません。
體の表面積で食をきめる

□しむだらけの人には□
□栄養量が余計に必要□

榮養研究所長 佐伯矩博士談
筋肉労働に従事して居る人と精神労働に従事して居る人とはその榮養について多少の相違があるもので大體榮養の標準は普通中等程度の體重つまり十三貫五百目の人が中等程度の勞作をする場合をその尺度にして居るのであります、従つて仕事の性質や勞作の程度によつて相違を來すことはいふまでもありません、それからこれまでの榮養はその人の體重に重きをおいて居たのであります、近頃になつてその人の表面積が體重以上に重大關係を持つてゐるといふことがわかつて來ましたつまりカロリーは表面積から失はれるも

ので有ますから表面積とその人の失ふカロリーの重はいつでも比例するから有ますその結果瘦せてゐる人は肥てゐる人よりもしわが多い關係から其表面積が廣くまた子供はおとなよりも割合に表面積が廣いので有ます(最近榮養研究所で側定器を發明)さういふ關係からやせて居る人は肥えてゐる人よりまた子供はおとなより榮養分を多く攝らなければなりません、以上の様な理由から體格の小さい人でも激務に従事して居る人は體格が大でも輕い勞作に従事してゐる人よりたくさん榮養量をとらなければならぬ事になるのであります、しかし仕事には筋肉的の者と精神的のものゝ二つがあります、その中筋肉的労働に従事して居る人がその活動に應じてカロリーを要求する事は動かす事のできない事實であります、これは烈しい労働に従事すると

する炭酸ガスの排泄が盛になる處から呼吸が烈しくなることによつてわかります、従つてカロリーの源となるやうな食物をとることが必要です取りわけ體内で直接に細胞が酸化することのできる食物つまりブドウ糖のやうに六ヶの炭素分子を含んで居る含水炭素を攝ることが特に必要であります、砂糖が疲勞を回復したりあるひは雪などに閉じこめられたときその急場の用をなすのは分解して六ヶの炭素分子になるからであります、その他筋肉的労働に従事して居る人が寒い間濃厚な食物たとえば他の榮養素より二倍のカロリーを

樺太土人の刑罰に關する慣習は、かれ等の生活例へば夫婦親子の關係、權利や義務の狀態をうかゞふに足るものがある處斷すべき罰は公務執行妨害(上長に反抗する)侮辱罪(上長を侮辱する罪)放火失火、姦通強姦、殺人過失致死、傷害、誘拐、窃盜強盜、詐欺、強盜といつたものであるが、その刑の輕重を審判する約定がまたなか／＼面白く順序として必要な土人語とアイヌ語とをかゝけると先づ處罰はオロシベ又はロレンベ、談判又は叱責はチャランケ、代人はエウツルカラアイノ罰金はアシンベ、酋長はコタンザパネク部落頭はイコサネバク、長老はチャチヤーといひギリヤーク語、オロチヨン語では罰金はタマニ、實物はジャツカ酋長はバヤというてゐる刑罰を審判する方法やその取扱者は種族と部落とによつて多少の違ひはあるがアイヌの方からいふと相續では殺人傷害の重大事

樺太土人の刑罰

件は酋長と部落頭が協議の上でさだめ
 窃盗などの軽いものは配下のものが盗
 んだ品を返させ若し盗品がない場合は
 實物かその他の物品で返してやるしか
 しそれで落着かない場合は酋長や部落
 頭が協議の上で定めるのである内淵で
 は加害者と被害者の双方から代人(も
 し部落を異にするときは部落頭)が出
 てその罪を調査し双方の代人で決定さ
 れない時は酋長がその仲裁をするので
 ある東日浦では部落内の犯罪であれば
 長老が双方を取調べの上でその罪を決
 し加害者が他の部落の者であれば長老
 は辯舌の達者なものをひきゐる加害者の
 部落に行つてその長老と談判し是非
 曲を糺してその結果これを處罰する
 或ひは落帆のやうにすべての犯罪は酋
 長が處分する處もあれば多蘭泊のやう
 に犯罪者があれば酋長に訴へ出で酋長
 と部落民と協議することゝなるのもあ
 る条件舞では犯罪者があると酋長に訴
 へて仲裁的の談判を開き物質上精神上
 出來得るだけの慰安を與へまたは自家
 に引きとつて扶養する場合もあり色情
 關係即ち兄弟の妻と姦通しその結果こ
 れを殺害したりした時は勿論死刑であ
 るが、家族以外の親族とか他人でも殺
 害した時は被害者の家族に於いて加害
 者を死刑に處した上で互に實物(刀、
 鏢、弓、矢、鎗、玉、小袖、織物、器
 物の類)の授受をなし和解するのであ
 るが最近では遺族に對して加害者が所
 有する一切の實物を贈るに止まつてゐ
 るさうだ殺人未遂の時はタマニ(罰金)
 の罰に處し過失によつて親が子を死に
 至らせた場合は親の實物一切を棺にを
 らしめた時は別に制裁がなくたゞその
 將來を戒むるだけであるが兄弟間にお
 ける場合は親が子を死に至らしめた時
 と同様であるまた家族以外の親族及び
 他人に對する時は加害者の所有する實
 物や財産などを遺族に渡してしまふの
 である以下各刑罰についての慣習を記
 して見ると(一)公務執行妨害及び侮辱
 については酋長及び部落頭又は家長の
 命令には絶対服従しなければならぬ
 これに反抗することは大罪である若し
 酋長に暴力を以て反抗するやうなもの
 があれば酋長またはその他のものがこ
 れを殺害してもいい反抗の程度の低い
 ものにはアシンベの罰を加へる侮辱の
 場合も同様で侮辱者反抗者を追放する
 ことがある來知志部落では被害者から
 加害者に對し損害賠償を要求しこれに
 應じない場合は財産を沒收するしかし
 これが執行のできない場合は否應なし
 に勞働に従事させる。
 次に(二)放火は重いアシンベに失
 火は軽いアシンベの罰に處する幌千部
 落では森林を焼いたものはその原因の
 如何にかゝはらず重いアシンベの罰に
 處しその結果部落を焼いたときは手足

を縛して猛火の中に投ずるそれが女子
 である場合は死罪には處さない女子を
 死罪に處すると神罰を受けるといふ迷
 信からである。知來部落では焼いた家
 または物件に相當するものを徴して損
 害を賠償させ不足のあるときは親族か
 ら徴收するが未遂の場合に實物を徴收
 する(三)姦通は姦夫から本夫に實物を
 わたし姦婦を引きとるのであるが本夫
 の満足する程度の實物のないときは實
 物全部を差出させ姦婦と共に實家に引
 き渡した上實家から本人に詫をした上
 はアシンベ再犯以上は重いアシンベに
 處し姦婦は姦夫に引わたす落帆部落で
 は情の重いものは姦婦の鼻の頭を切り
 とることがある多蘭泊部落では姦夫か
 ら本夫に實物を渡し姦婦は姦夫に引わ
 たさずに伴れて歸る、幌千部落では別
 に處罰せぬが姦婦を離別し姦夫に對し
 喧嘩を仕かけ若しかなはない時は暗殺
 へて仲裁的の談判を開き物質上精神上
 出來得るだけの慰安を與へまたは自家
 に引きとつて扶養する場合もあり色情
 關係即ち兄弟の妻と姦通しその結果こ
 れを殺害したりした時は勿論死刑であ
 るが、家族以外の親族とか他人でも殺
 害した時は被害者の家族に於いて加害
 者を死刑に處した上で互に實物(刀、
 鏢、弓、矢、鎗、玉、小袖、織物、器
 物の類)の授受をなし和解するのであ
 るが最近では遺族に對して加害者が所
 有する一切の實物を贈るに止まつてゐ
 るさうだ殺人未遂の時はタマニ(罰金)
 の罰に處し過失によつて親が子を死に
 至らせた場合は親の實物一切を棺にを
 らしめた時は別に制裁がなくたゞその
 將來を戒むるだけであるが兄弟間にお
 ける場合は親が子を死に至らしめた時
 と同様であるまた家族以外の親族及び
 他人に對する時は加害者の所有する實
 物や財産などを遺族に渡してしまふの
 である以下各刑罰についての慣習を記
 して見ると(一)公務執行妨害及び侮辱
 については酋長及び部落頭又は家長の
 命令には絶対服従しなければならぬ
 これに反抗することは大罪である若し
 酋長に暴力を以て反抗するやうなもの
 があれば酋長またはその他のものがこ
 れを殺害してもいい反抗の程度の低い
 ものにはアシンベの罰を加へる侮辱の
 場合も同様で侮辱者反抗者を追放する
 ことがある來知志部落では被害者から
 加害者に對し損害賠償を要求しこれに
 應じない場合は財産を沒收するしかし
 これが執行のできない場合は否應なし
 に勞働に従事させる。
 次に(二)放火は重いアシンベに失
 火は軽いアシンベの罰に處する幌千部
 落では森林を焼いたものはその原因の
 如何にかゝはらず重いアシンベの罰に
 處しその結果部落を焼いたときは手足
 するところがある惠須取部落では土人の
 仲間から除外し絶交して獸類同様の取
 扱をなし一時に苦痛を與へないそして
 謹慎悔悟の狀が認められると之を許し
 てやるギリヤークでは現場を本夫が認
 めたときは姦婦姦夫を殺害してもいい
 他人が認め姦通の確證があるときはタ
 マニの罰に處するオロチオンでは部落
 のものが多数集つてこれを捕へて殺害
 する(四)強姦は多蘭泊部落ではアシ
 ンベとして刀を本夫に渡させ(五)殺
 人については情の最もにくむべきもの
 はこれを縛し生きながら四角な箱に入
 れて穴に埋めその上に被害者の死體を
 納めた箱をかさねて埋める軽いものは
 切腹させもしそれができない場合は前
 と同様に酷刑に處する情狀酌量の餘地
 あるものは加害者から被害者の親族に
 實物を渡させその遺族を慰籍させる未
 遂のときはアシンベに處する大谷部落
 では小刀を以つて手や足を刺し落帆部
 落では加害者を縛して俯伏にし謀のこ
 とく鎗で脇腹を突き刺し或ひは指頭を
 刺き針で眼を刺し非道い苦痛を與へた
 上で生理めにする來知志部落では復讐
 的に殺害することもありまたアシンベ
 に處することもあるしかしそれが出來
 なければ否應なしに勞働に従事させる
 宇遠部落では加害者の財産全部を沒收
 し半分は被害者にわたし半分は酋長上
 長が取得する幌千部落では被害者方へ
 弟か妹を渡ししてその遺族を慰籍するこ
 とがある惠須取部落では加害者の財産
 全部を沒收して遺族に送り若し被害者
 の身分に應ずるだけの財産がない場合
 または無財産のときはこれを斬殺する
 未遂にあつては被害者の輕重に應じて加
 害者から財産を沒收し若し財産がなけ
 れば相當の苦痛を與へるギリヤークで
 は親が故なく子を殺害したときはその
 家族兄弟が親を死罪に處し同一場所に
 葬るが親が同じことを三度命じてなほ

如く余の調査した處によれば、こちらの質問に應じ八三・五パーセントの兒童が職業の選り好みをして答へてゐる又選り好みの恒常性は、同一兒童につき屢々その意向を聞きそれが大體一致してゐるかも知れず甚だしく相違してゐるかを檢すれば解るが、ある人の調査によれば四四八一人のハイスクール生徒中男子の七三・九パーセント、女子の七九・五パーセントは前に選擇せると同一の職業を選擇したといふ。要するに兒童の職業に関する意見を問ふことは決してある人々のいふ如く無意義のものではないと信ずる。

一九二〇年十月余は職業質問カードを配布し、シンシナティの諸學校中第七級より第十二級までの兒童をしてこれに記入せしめたそのカードには次の數項の間が記載されてある。

- (一) 姓名、學校名、年齢、學年等。
- (二) あなたは學校を出た後生計を立

てるために何をして行かうと思ひますか。

- (三) その職業を選ぶ理由。
- (四) 父、母(もしあらば)、兄弟(もしあらば) 姉妹(もしあらば)の職業。
- (五) 學校は何年迄やるつもりですか
- (六) ハイスクールより上の學校へ入るつもりですか。どういふ學校へ入らうと思ひますか。
- (七) どうして今の學校へ入る氣になつたのですか。
- (八) ハイスクールの生徒だけが答へる。今何科をやつておますか。

これを七級もしくは八級制の小學校全部とハイスクール全部とへ送つた。これと一處に教師用のインストラクションを添へ、全く兒童が自分の頭で判斷した處を書かせるやうに呉々も注意した。

かくして得た資料を種々の方面より

考察して次の如き結果を抽出した。第一職業を選擇した兒童の數を調べた。各學校を合せて全兒童中八三・五パーセントが確實に答へた。

第二に職業別による選り好みの分布状態を見た。職業を工業、商業、自由業、農業、家政、陸海軍の六種に分つてその數を檢せると、學校によつて傾向が二様あることを發見した。百分比からいつて工業が小さくて自由業が大きいものと、反對に工業が大きくて自由業が小さいものとこれである。これは何れも兒童の家庭及び近隣の情況に起因するものと見られる。次に商業は大抵の學校において女子の選んでゐる率が見え、大である。農業、家政(之を選んだ者は男兒には一人もない)陸海軍(女兒は一人もない)は一般に率がすつと小さい。

第三に上の結果を我が米國における實際職業の分布と比較せると、兩者は

必ずしも一致してゐない。シンシナティにおいては工業に従事する者が絕對多數で、商業これに次ぎ、自由業は第三位である。然るに兒童の選擇は、男兒にあつては工業、自由業商業、の順、女兒にあつては商業、自由業、家政工業の順になつてゐる。

第四は父兄の職業との關係である。兒童の多くは家族中の誰かの職業を繼ぐのが普通であるが、兒童の選り好みは必ずしもさうでないことはこの調査の結果によつても解る。即ち男兒では父の職業と同じ職業を選んだ者が最も多くて一六・三パーセント、女兒では姉妹と同じ職業を書いた者が最も多くて六・〇パーセントであるが、共に數値が非常に小さいのである。

第五何年まで學校をやるつもりかといふ問に對しては、答は極めて區々であつたが、兒童等は何年で學校をよすといふことを確かに決めてゐるのを認めた。次にハイスクールを卒へて後大學へ入るといふ兒童が極めて多數あつた。

なほ以上述べ來つた職業質問カードによる調査以外に、余は Vocational Bureau に囑して余が調べた諸學校兒童の智能率を調べてもらひ、これと職業の選り好みとの間に關係があるかどうかを見たその結果は兩者間には小さいながら積極的な相關々係があることを知つた。

一例を示せば、ある學校では、智能率の中數が、工業(男)一一四(女)

九九、商業(男)一一五(女)九九、自由業(男)一一六(女)一〇八、農業(男)九二(女)——、家政(男)——(女)八二、陸海軍(男)——(女)——、選擇をしなかつた者(男)一〇一、五(女)九九といふ結果を示してゐる。余は各學校に質問カードを配布すると共に、兒童に對し、將來の職業について相談したい者はいつでも面談に來るやうに告げた。然るにどの學校でも應接に遑のない程多くの兒童がやつて來て、然も何れも眞面目な切實な問題を持つて來るのであつた。兒童が職業について非常の興味を持つてゐる事従つて職業に關し早くから遺漏なき指導助力を與へることが必要であることはこれによつても明白であらう。

叙任

同 藤井惠照
同 小池博道
同 日下智性
同 本多義圓
同 黒瀬智圓
同 赤沼貫之
同 井上謙敬
同 田中秀實
同 毛利昇道
同 藤井智鑑
同 加藤慧海
同 藤木法林
同 重松招雪
同 補原亮照
同 司法書記官 辻敬助
同 司法屬 扇谷與三
同 關 毅
同 齊 涉
同 一條 清
給月七十圓
同 林 頼三郎

任司法次官叙高等官一等
司法省行刑局長 山岡萬之助
任司法省刑事局長叙高等官二等
判事 泉二新熊
任司法省行刑局長 檢事 宮城長五郎
叙高等官二等
司法技手 蒲原重雄
任司法技師叙高等官七等十級俸下賜命大臣官房會計課勤務
司法次官 林 頼三郎
命普通試驗委員長司法資料調查會々長
司法省刑事局長 山岡萬之助
命司法官試補考試委員
司法省行刑局長 泉二新熊
命省令審査委員、普通試驗委員、文官普通懲戒委員、司法資料調查會委員
叙高等官一等 司法省行刑局長 泉二新熊
任典獄補叙高等官七等七級俸下賜命廣島刑務所勤務
看守長 倉田 每允(廣島)
同 川 村 次 郎(名古屋)
任典獄補叙高等官七等七級俸下賜命名古屋刑務所勤務

務所勤務

同 柴田常次郎(大阪) 六級俸下賜
任典獄補叙高等官七等七級俸下賜
命大阪刑務所勤務
同 淺間徳三郎(小菅) 兼任司法屬命行刑局勤務看守長 青柳彌録(小菅)
任典獄補叙高等官七等七級俸下賜
命小菅刑務所勤務
同 里 誠 一(市谷) 依願免本官
任典獄補叙高等官七等八級俸下賜
命市谷刑務所勤務
同 江村繁太郎(高知) 任看守長給月六十圓、命福岡刑務所勤務
任典獄補叙高等官八等八級俸下賜命高知刑務所勤務
同 森 徳 次 郎 任看守長給月五十七圓、命高知刑務所勤務
兼任朝鮮總督府典獄補叙高等官七等
同 土居 寛 申 任看守長給八級俸命徳島刑務所勤務
同 關 幸 次 郎 任看守長給八級俸命徳島刑務所勤務
朝鮮總督府典獄 同 吉野 徳 市 刑務所に於ける醫務衛生に關する事務を囑託す
朝鮮總督府典獄補 富 田 良 吉 叙高等官五等
同 典 獄 長 谷 場 圭 介(宮崎)
同 行刑局 平 方 義 孝 同 渡 部 新 平(奈良)
任看守長給九級俸命市谷刑務所勤務
朝鮮總督府典獄 小 松 數 馬
同 寺 川 鎮 次 郎
五級俸下賜
叙任

勅令通牒質疑回答

●勅令第三號(大正十三年一月十四日) 閣總理大臣 司法 大 臣

奏任及判任待遇監獄職員給與令中左の通改正す

第三條の二 功勞記章を付與せられたる看守又は女監取締には月額二十圓以内の功勞加俸を給することを得

第五條 功勞加俸を受くる看守又は女監取締功勞記章の返納を命ぜられたるとき又は精勤加俸を受くる看守又は女監取締其の成績優良ならずと認められたるときは其の加俸の支給を廢止す

功勞加俸又は精勤加俸を受くる看守又は女監取締懲戒處分を受けたるときは其の加俸の全部又は一部の支給を廢止することを得

附 則 本令は公布の日より之を施行す (參照) 大正十一年十月十四日公布勅令第四百三十八號奏任及判任待遇監獄職員給與令抄錄

第五條 勳加俸を受くる看守又は女監取締其の成績優良

ならずと認められたるときは其の加俸の支給を廢止す 精勤加俸を受くる看守又は女監取締懲戒處分を受けたるときは其の加俸の全部又は一部の支給を廢止することを得

●内閣告示第一號(大正十三年一月十八日) 閣總理大臣 來る一月二十六日皇太子裕仁親王殿下結婚の禮を行はせらるるに付當日諸官員に休暇を賜ふ旨仰出さる 右告示す

●司法省行刑局行甲第一五〇號(大正十三年一月六日) 司法省行刑局長 刑務所長 少年刑務所長 死刑の判決確定後減刑に浴したる者の刑期の起算點に關する件通牒

標記の件に付小官刑務所長へ別紙の通牒候間右に該當するものあらば更正相成度候

●司法省行刑局行甲第一五〇號(大正十三年一月六日) 司法省行刑局長 小官刑務所長 假出獄上申書返戻並刑の始期に關する件通牒 昨年五月五日小監秘發第二〇號を以て假出獄上申相成候處

●司法省行刑局行甲第一二〇號(大正十三年一月三十一日) 司法省行刑局長 刑務所長 受刑者釋放通知に關する件通牒 計相成度候

本人の刑の始期に付上申書記載の通死刑の判決確定の日明治四十五年六月十四日より刑期を計算するときは假出獄條件を具備する義に候へども本人は大正四年勅令第二百五號第九條に依り大正五年二月二十五日特別減刑に浴し無期懲役に變更せられ以來刑の執行を受けたる者にして其の以前に係る拘留期間は監獄法第九條に依り刑事被告人に準し處遇せられ刑の執行を受けたるものと看做すことを得ざるを以て刑法第二十三條の原則に拘はらず此の期間を刑期に算入するは妥當にあらずと思料致候條刑期の起算日は特別減刑の日大正五年二月二十五日とし假出獄上申は之れより法定の期間を経過したる後に於て進達相成候様致度別紙上申書は一先及返戻候

追て貴所に收容中の某は大正元年八月二日死刑の判決確定し大正五年二月二十五日同時に特別減刑に浴し無期懲役に變更せられたるものなるを以て同様刑の始期訂正相成度尙他に之れと同様のもの有之候は、何れも訂正御取計相成度候

今般山梨岡山兩縣知事より司法内務兩省の協定に基き警察官署に釋放通知無き者にして所在を踏晦し若くは再犯に陥る者あり爲に刑事警察上に於ける視察の目的を十分達成し能はざる趣申越有之候處屢次及通牒置候通刑務所に於ける視察粗漏の爲め判定の正鵠を失し犯罪の處ある者をも漫然釋放し犯罪の豫防鎮壓を阻礙するが如き事あらんか右協定の主旨に反し刑政上遺憾鮮なからざる次第に付猶一層戒慎留意し苟も非難せらるる事なき様致度別紙爲參考添付致候 (別紙)

刑親發第二號(大正十三年一月十一日) 山梨縣知事 内務省警保局長 司法省刑事局長 各廳府縣長官宛 釋放者に關する件

大正十一年九月二十八日付司法(貴)省行刑局行甲第一、四二四號を以て地方裁判所檢事正に對する御通牒同日付行甲第一、二二四號を以て司法次(貴)官より典獄に對し御訓令相成候趣旨に基き近時刑務所より警察官憲に通報せらるる釋放人は其數極めて鮮少にして(尤も事の茲に出でられしは前示御訓達及大正十二年六月十三日付警保(貴)局長よ

勅令通牒質疑回答

りの御通牒の次第に基く御打合の趣旨に副はるゝ爲めの結果なるべしとは被思料るゝも御通知に接せざる釋放者にして所在不明と爲り若ば再犯を敢行する者有之爲めに刑事警察上に於ける視察の目的を充分に達成すること能はざるは各(貴)廳府縣を通じ遺憾を同ふする義と被存(尤も警察視察の第一線に在る受持巡查にして司法次(貴)官より内務次(貴)官に對し大正十一年九月二十八日付行甲第一四二四號を以て回答せられたる受刑者の釋放通知書送付の件中の「ロ」に例として擧げられたるが如き視察方法を採るもの有りとせば注意警告を與ふるに於ては此の弊を芟除し得べきも)從來の通知の範圍を少く擴張するの必要を認め之が参考に資せんがため客年八月現在に於ける管下各警察官署備付に係る受刑人名簿に就き前科二犯以上を有する者に對し前の犯罪後再び罪を犯し刑の宣告を受けたる迄の期間及前科數を調査したるに別表の結果を得候に付釋放人通知方に關し御協議旁々此段及申(通)報候也

追而小官の管見としては警察官署に指示して視察せしむる取捨選擇は警察部長に委任せられ受刑者釋放の場合其の全部を刑務所長より右警察部長に通報せられ度愚見を有し居り候に付申添候也(再犯に至る期間調査表略)

●(大正十三年一月二十日)

宮城控訴院檢察長

司法省行刑局長殿

檢事上訴又は被告の上訴にして理由ある場合に於て該判決確定が新法施行後なるときは新法施行前の未決拘留日數をも通算すべきや

新法施行前言渡したる控訴判決に對し上告申立を爲し新法施行後之を取下げ確定したる處該判決は控訴理由ありとして第一審判決を取消し未決拘留九十日を算入したり然るに控訴申立の前日までの未決拘留日數は八十日にして控訴申立後保釋出監までの未決拘留日數は六十日なるにより前問新法施行前の未決拘留日數をも通算すべきものとせば先づ法定の六十日を通算し裁判上の算入九十日の内八十日を控訴申立前の未決拘留日數に算入すべきや

上訴申立後の未決拘留日數を通算する始期及終期は左記何れに依るや

- 始期 (一)上訴申立の日
- (二)原判決言渡の日
- (三)原判決の確定すべかりし日
- 終期 (一)上訴判決言渡の日

(一)控訴判決の確定すべかりし日

●大正十三年一月二十四日

行刑局長

宮城控訴院檢察長宛

檢事上訴又は被告の上訴にして理由ある場合に於て該判決確定が新法施行後なるときは新法施行前の未決拘留日數は通算すべき件等回答

標記の件及外二問に付御質疑の義は左記の通と思料致候

- 一、御意見の通
- 二、法定の日數及裁判上の算入日數併せて百四十日を通算すべきものとす
- 三、始期は上訴申立の日、終期は上告申立なかりしときは控訴判決の確定すべかりし日、終期は上告申立ありたるときは上告申立の前日

彙報

減刑令發布

皇太子殿下御慶事の惠澤として一月二十六日左の通り發表せられた。

詔書

朕皇太子裕仁親王結婚ノ禮ヲ行フニ當リ廣ク其ノ慶福ヲ頒タムコトヲ念ヒ特ニ宥司ニ命シテ減刑ノ事ヲ行ハシム爾有衆其レ克ク朕ク意ヲ體セヨ

御名 御璽

攝政名

大正十三年一月二十六日

内閣總理大臣 各省大臣

減刑

勅令第十號

第一條 大正十三年一月二十六日前刑の言渡を受けたる者にして其の刑の執行前、執行猶豫中執行中、若は執行停止中のもの又は假出獄中のものは本令に依り其の刑を減輕す但の其の執行を通るゝ者は此の限に在らず

第二條 死刑は之を無期懲役とす

第三條 無期懲役は之を有期懲役二十年、無期禁錮は之を有期禁錮二十年とす但し本令施行の際七十歳以上の者に

付ては刑期を十五年とす

第四條 有期の懲役又は禁錮に付ては左の例に依る

一、刑の執行を始めざる者に付ては刑期の四分の一を減す

二、刑の執行の始めたる者に付ては殘刑期の二分の一を減す但刑執行刑期の二分の一に至らざる者に付ては前號の例に依る

三、本令施行の際七十歳以上の者に付ては前二號の規定に依らず刑期の二分の一を減す

前項の規定に依り減すべき期間を計算するに當り年、月又は日の端數を生ずるときは一年は之を十二月、一月は之を三十日とし日の端數は之を除棄す

第五條 舊法の刑は之に相當する刑法の刑の例に依り之を減輕す舊法の刑を減輕したるときは其の刑名は之を相當する刑法の刑名に變更す

第六條 左に掲ぐる罪に付ては其の刑を減輕せず

一、刑法第七十三條及第七十五の罪

二、刑法第三百三十一條第二項の罪及其の未遂罪

三、刑法第八十一條の罪の中人を死に致したる罪

四、刑法第二條の罪及其の未遂罪

五、刑法第二百五條第二項の罪

大正十三年一月二十六日

内閣總理大臣
各省大臣

勅令第十一號

官吏又は官吏待遇者にして大正十三年一月二十六日前の所爲に付懲戒又は懲罰の處分を受けたる者に對しては將來に向て其の懲戒又は懲罰を免除す未だ處分を受けざる者に對しては懲戒又は懲罰を行はず
陸軍懲罰令又は海軍懲罰令の適用を受くる者又前項に同じ

懲戒又は懲罰に基く既成の効果は免除に因り變更せらるることなし

停職中の陸海軍軍人にして停職を免除せられたる者は待命とす

附則

本令は公布の日より之を施行す

出納官吏

脱出納官吏等の辨償責任の免除に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

六、刑法第二百十八條第二項の罪及其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪
七、刑法第二百二十條第二項の罪及其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪
八、刑法第二百四十條の罪の中人を死に致したる罪及第二百四十一條の並罪其の未遂罪
九、軍機保護法第一條乃至第三條の罪及其の未遂罪
十、朝鮮、臺灣、關東州又は南洋群島に行はるる法令の罪にして前各號に掲ぐる罪と性質を同くするもの
十一、前各號に掲ぐる罪と性質を同くする舊法の罪
第七條 大赦、特赦、減刑又は復権を得たる後再罪びを犯し禁錮以上の刑の言渡を受けたる者に付ては減刑を爲さず

附則

本令は公布の日より之を施行す

免除

除懲戒又は懲罰の免除に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

攝政名

攝政名

大正十三年一月二十六日

内閣總理大臣
各省大臣

勅令第十二號

出納官吏又は出納員の辨償責任に基く債務にして大正十三年一月二十六日前に於ける事由に因るものは將來に向て之を免除す但し犯罪行為に因る本人の債務は此の限に在らず

附則

本令は公布の日より之を施行す

右恩赦令の發布の當日慶典に因んで高齡者其他にして改悛の情顯著なる者總計百八十三名に對しては假出獄にせられた。

法相訓令

檢事典獄に對し

廿六日恩赦令の公布につき鈴木法相は管下檢事典獄に對して左の訓令を發した

檢事、典獄

茲に攝政官殿下御成婚の慶典を行はせらるるに方り願書

を降して滅刑の命を布き治く罪人をして重澤に浴せしめ
給ふ至仁至慈の聖徳廣大無邊洵に感激の至りに堪へず秋
刑の職に在る者度みて聖旨を奉體し克く彼徒を訓諭教誨
し之をして再び罪過に陥ることなく心機を一轉して醇正
忠良の民と爲り奮て報効の愾敷を盡さしむべし尙叔旨の
奉行に當りては慎重稽査萬遺漏なきを期すべし右訓令す

□御慶事の恩賜

御内帑金二百二十萬圓

廿六日宮内省發表

御慶事當日を以て宮内省より左の如く發表された
今般皇太子殿下の御慶事を行はせらるゝに付皇室におかせ
られては特別の恩召を以て左記の通り恩賜の御沙汰あり二
十六宮内大臣より夫々傳宣せられたり

社會事業功勞表彰

五萬一千六百圓

功勞ある社會事業家を表彰し斯業の發達を獎勵せらるゝの
恩召に依り十五年以上(朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋
群島に在ては十年以上)社會事業(社會教育事業を含む)
に従事し功績顯著なる者の中より所管各官廳において選定
したる者に對し御敕附銀壹壹圓及金貳百圓宛を下賜せられ

たり下賜人員は總計二百五十八人(内外國人十四人)にし
てその内譯は別紙の如し(別紙略)

社會事業助成資金

一百萬圓

私設社會事業助成の恩召を以て金百萬圓を内閣總理大臣に
下賜せられたり本賜金の運用に關しては政府において適當
の方策を講じ恩召に副ふことに努むる筈なり尙本賜金に依
り助成せらるべき社會事業はたゞ内地のみならず朝鮮、
臺灣、樺太、關東州及南洋群島におけるものにも及ぶもの
とす

兒童就學獎勵資金

一百萬圓

兒童就學獎勵の資として金百萬圓を内閣總理大臣に下賜せ
られたり右は貧困の爲就學の義務を果すこと困難なる兒童
に對し就學を獎勵するの恩召を以て下賜せられたる者なり

朝鮮臺灣等に於ける兒童就學資金下賜

二十九萬圓

前記第三項の賜金は義務教育に關するものなるを以て自然
その適用の範圍は内地に限らるゝに依り別に朝鮮、臺灣、關
東州樺太南洋群島に對する恩賜として右各地における兒童

獎學の資に充つる爲左記の通下賜せられたり

- 一金貳拾萬圓
- 一金六萬圓
- 一金貳萬圓
- 一金八千圓
- 一金貳千圓

本賜金は褒賞ての他當該官憲において兒童獎學の爲め適當
と認むる方法に依り使用せらるべし

東京市へ恩賜

雜宮、御料地及公園

東京市に對し左記の御料地等を下賜せられ市民の爲公園
並に社會事業施設用地として使用せしめらるゝこととなれ
り

舊芝離宮 約一萬五千五百坪

當御料地は市の庭園として永く保存するの條件を以て下
賜されたり

猿江御料地の一部 約二萬坪

當御料地附近の地が工業労働者の居住區域なるにも不拘
從來適當なる公園設備等欠如せるを以て公園及社會事業施
設用地に充つる爲下賜せられたるものなり

上野公園 約十九萬坪

當公園は博物館及其の附近の一部分を除きその他の土地

建物全部を市に下賜し公園として使用せしめらるゝことと
なれり從て現在公園たる不忍池櫻ヶ岡その他一帶の土地は
勿論動物園も包含せらるゝものにしてその維持管理等に付
てはこれを將來公園として保存すること從來の土地に關す
る第三者の權利を繼續せしむること等詳細の條件を定めら
り

京都市へ恩賜

京都帝室博物館

京都市に對して京都帝室博物館建物並土地(約一萬二千
坪)を下賜せられ同博物館創設の御趣旨を體し古美術品の
陳列その他美術獎勵の目的に適合する様利用せしめられ
ることとなれり

聖慮深遠

清浦首相謹話

本日皇太子殿下結婚の禮を行はせらるゝの佳辰に方り社
會事業功勞者に金品を賜はりまた本大臣を召させられ社會
事業獎勵並びに兒童獎學の御恩召を以て特に内帑の資を發
せらるゝ旨を傳へられました聖慮の深遠なるは誠に感激に
堪へぬ次第であります、從來社會事業團體に對してはしば

英勵金を下賜せられ殊に大正十年以降は毎年の恒例として御下賜金のありましたことは常に感ばい致して居りました所でありまして今、回の如く多數の社會事業功勞者に對し、かゝる有難き御恩召のありましたことは破格の御取計らひに出ださせられたものと拜察致します。これ等の社會事業を経営しましたこれに従事する人々は何れも從來世人の未だ多く注意せざるに先だちつとに一身をさへけて努力致し國家社會の健全なる發達に寄與する所が多かつたのであります。その事業がはからずも寂閑に達し今度恩典に浴することゝなつたのでこれを拜受した者の光榮は勿論社會事業に關係ある者もまたひとしく感奮する所であると信じます。社會事業資金としても從來幾度が御下賜の恩命に接した上今回特に内帑の資一百萬圓を賜りましたのは有難い次第であります。この度は從來と用途を別致し、御下賜金を以て特に財團法人を組織し民間の社會事業を助成するの基金となし永久にその利用を圖らしむるやう致したいと存じます。我國學制頒布せられてよりこゝに五十餘年教育の制度漸く整ひ文運の進歩いちじるしきものあるに拘らず家計上、就學の義務を果すことの困難なる兒童に對して就學上の保護獎勵を致しまするに關し施設の見るべきものゝなかつたことは官民のつとに遺憾としかつこれが解決に就て苦

慮しつゝあつた所でありましたのに今回兒童の就學を獎勵せらるゝの御恩召を以て特に内帑の資一百萬圓を下賜せらるゝ旨の御沙汰がありまして何時もながら教育に大御心を勞せさせらるゝことの深きを拜し奉り恐懼に堪へぬのであります。尚ほ朝鮮臺灣樺太關東州及び南洋群島における兒童獎學のためにも御下賜金の恩命がありましたので遠隔の地における民草もおおねく惠澤に浴する次第であります。我皇室の至仁至慈にましましかくも御慶福を生民の上に領たさせらるゝことを仰ぎ奉り感奮措く能はざる次第であります。御趣旨を奉誠致し永く國民と共にこの感激の至情を以ていよゝ奉公の誠を捧げ聖恩の萬一に奉答せむことを期するのであります。

□再度の強震

昨年九月一日の大震後日を経るに従て餘震も次第に衰へて來たが先月十五日拂曉後々關東地方に強震襲來した。中央氣象臺の發表に依れば發震時は午前五時五十八分、震源地は東京を去る十四里相模の北部丹澤山中で厚木、小田原方面強震、甲府も可なり強震、東京では最初急激の上下動で震幅一寸四分に及び、九月一日の地震に比較すれば約三

分の一で、やはり餘震の一つである。

東京では電灯は全部消え、電話、鐵道電車の不通となつた箇所もあつたが即日又は翌日復舊した。斷水や瓦斯管の故障は無かつた。又建物は壁、瓦の剝落した處も少くなかつたが大なる損害を被つた所は無かつた様であつた。幸ひにも地震後火事が一箇所も起らなかつたのは何よりであつた。横濱の被害状態も東京と同様である。然し横濱では地震後火事が起つたけれども直ちに消し止めて大事に至らざりしは幸ひであつた。震源地附近の地方では汽車の脱線、鐵道の屈曲等が生じたけれども人命の損傷無く、他の被害も輕微であつた。震後直ちに刑務所の狀況報道に接したるに著しき被害も無かつた。略記せば左の通りである。

小菅刑務所 被害の新なるものは格別無く、概ね舊被害箇所の煉瓦、壁、屋根、瓦の墜落又は家屋傾斜程度の増加に過ぎず。強震の襲來と共に幹部員は逸早く參集し、早出看守も多數出勤中にて遺憾なく應急の手配を整へ、先づ急遽收容者を居房より内門内廣場に避難せしめ一人の負傷者をも出さなかつた。一時は餘震の再襲を氣遣ひ不安の情見えたけれども漸次平靜に復し避難後一時間後各工場に入れて就業せしめた。

市谷刑務所 前年被むりたる煉瓦壁の龜裂が大ならしめ

たる箇所が少くない、炊事場の建物は前震後一邊は煉瓦、三邊は石材にて積み直されたばかりのものが、一邊が再び崩壊したる外、家屋の瓦は滑り落された。幹部職員は時を失はず登壇し早出勤務の看守も出勤し居りしこととて夫々部署を定め警戒した。收容者は官房より避難せしむるの要がなかつた。

果鴨刑務所 前に生ぜる煉瓦の龜裂を大ならしめ家屋瓦は揺り落されたる箇所があつた、收容者は不安に襲はれてゐた、收容房から出さずにすんだが、戒護の危険を慮り官房に收容の儘とし、正午時より出房せして夫々各工場に出でしめて、就業せしめた。

豊多摩刑務所 差したる被害なかりし横濱刑務所 地震直にバラツク收容房から一時全部避難せしめて警戒するところありしが幸ひ囚情平靜であつた。又建物の被害無し。

静岡刑務所 被害無し。

沼津支所 發震時既に出役中の炊事夫は空地に避難せしめ各監房は直ちに開扉したるも幸ひにして震動微弱となりたるを以て出房せしむるに至らず。尙最初の震動と同時に電氣は消え、監扉開扉に困難を感じた。被害は極めて輕微にして各所の壁に小破損を生じたと客年の大震に生じた

外壁の龜裂が幾分増大したるのみ。硝子にも被害無し。
落松支所、時計の止まりたる位にて被害なし。
小田原少年刑務所、小田原市内では新案の高層の建物一
二倒壊したのみにて刑務所の被害無し。

□赤坂離宮を東宮假御所と 定めらる

高輪の東宮御所は其名稱を廢止して爾今赤坂離宮を東宮
假御所と定めらる旨一月二十六日宮内省告示を以て發表せ
られた。

□電氣について

電壓と電流 電壓といふのは例へば水の落差のやうなも
ので、此處に水車が廻轉するとする、それには若干の力が
加はらねばならぬ、其の力は水車に落ちる水の量と、其の
落ちる高さによりて生ずるので、水の量が少い時にはその
落差を高い所から落せば矢張り水車を動すだけの力が出て
来る、電氣の場合には、電壓が水の落差に相當するので水
の量に相當するものを電流といふ、電壓を計る單位がボル
ト、電流を計る單位がアンペアである。

ワット 電氣を計る場合に「何ワット」「何キロワット
といふが、ワットとは何であるかといふに、ボルトとアン
ペアとを掛けたもので、一秒間に一ボルト、一アンペアの
電氣が送られる時には、それを一ワットと云ふので一キロ
ワットは其の千倍である。

何燭光とは何か 燭光はワット即ち電力とは全く關係の
無いもので、電球の構造によつて非常に違ふのである。普
通に使はれるタンダグステンの真空電球ならば一燭光の光を
發するのに一・二ワット位の電力が要る、此頃は餘り見な
いが炭素線の電球ならばその三倍乃至十倍位である、窒素
入りのタンダグステンなら、すつと少くて、〇・三乃至〇・五
ワット位で済む、つまり此方が經濟である、近頃青硝子や
擦硝子の電球を見受けるが、あれはそれだけ吸収される譯
だから燭光の上からいへば損だ。

部屋と燭光との關係 普通の家庭では幾何位の電球が適
當であらうか、西洋人は割合に暗い光で満足するが日本人
は明るくないと満足しないやうだ、科學的な標準となつて
居るのは四疊半の座敷には二十四燭光、六疊には三十二燭
光、八疊には五十燭光、十疊から十二疊には百燭光といふ
事になつて居る、此場合には電球の高さ、傘の形、色それ
から部屋の壁の色などに注意しないと、光を不經濟に使ふ

ことにならう(京大鳥養教授談話の抜粋)

鐵道始まつて以來の數を示す

驚くべき不正乗客數

昨年末より今年に入つての鐵道の不正乗客の激増は、鐵
道初まつて以來の數を示し鐵道當局を呆然たらしめた、十
二月から今月十日迄の規則違反の乗客は二十三萬人に及び
内二萬五千は不正乗客であるこれは東鐵管内丈けである
が、東京驛、上野驛、品川驛、新宿驛、大井驛高田の馬場
驛が最も多く、一萬人に十五人、千人に一人半の割合を示
し震災前に比較すれば此八萬人の變則者約四倍の不正乗客
が激増してゐる、これ等の不正行為は多く無賃乗車煙管乘
り、故意の乗越、定期券の改竄他人使用期限経過等で不正
行為をなす者は銀行員に最も多く學生官吏教師會社員が之
れに次ぐ、殆んど地位あり學問ある人々のみであることは
驚くの外ない斯うした不正乗車者は發見されると驛員や改
札を威嚇するのが常であるが、追求されると只詫まりに詫
まつて追徴金を支拂ふさうだ、今後は不正乗車中犯意的な
で當局で知能犯と認めたものどしん告訴することゝし
官吏學生等は内密に監督者に通知する等の手段に出ること
になつた。

□高文合格の異彩

震火災中に

野宿し乍らも

勉強した最年少渡邊君
最年長は米國博士

文官の卵たる二百四名が高文行政科合格者として十二月
十七日法制局より發表されたその中に最も異彩を放つのは
高文開始以來初めて臺灣から劉明朝、朝鮮から李日根の兩
君を出したことだ、最年少の渡邊君二郎君の頭腦明晰には
試験官も驚いたのと、當年四十一歳の米國哲學博士岩崎信
太郎氏も見事、帝大出などの秀才連を蹴落したのであつた、
合格者中最年少の渡邊君二郎君は毛糸屋のむすこさんで未
だ二十二歳、奮闘苦學の青年だ昨年昨年の震災に焼け出され
今は西巢鴨九二四に假住居をしてゐる、同君は讀書が好き
で、この間の震災の時も役所を飛び出して上野から飛鳥山
に逃げ込み、二日ばかり野宿しながらも本を放さなかつた
さうである。

同君は下谷黒門小學校を卒業し、芝の選信官吏練習所行政
科を昨春了へて選信省に入り、目下通信書記として上官か
ら非常に寵愛を受け、前途を大いに矚目されて居る。一方

最年長者たる岩崎信太郎氏は麻布本村町に住居し、米國に十年程滞在于バンゴウからプリストン大學を卒業して米國哲學博士で内地へ歸つたのは四年前である、氏は外務省條約局第一課に奉職中であると。

朝鮮と臺灣から

初めて出た栄冠者

劉君は臺灣總督府へ入る
年少李君は立志傳中の人

朝鮮、臺灣兩植民地から受験したの一回でパスした劉明朝君(臺灣)は、昨年帝大法學部政治科を出で今春から準備にかゝり受験したのであつた、合格となれば臺灣總督府へは入るつもりだそう。

令弟劉明電君は獨逸協會卒業後の昨年六月獨逸に留學したさうだ、また朝鮮平壤郊外の農家李潤模氏長男李日根君は未だ二十三歳の青年で、内地人を顔色なからしめた秀才の一人である、同君は昨年三月明大英法科を出て直に受験して見たのだが、合格した渡邊君と共に李君は立志傳中の一人であらう。

皇太子殿下御成婚の慶典に下り皇室より司法保護事業の功勞者に對し恩賞の御沙汰に浴されたものは左記十二名である、東京地方の五名(左記○印)に對しては去る三日午前十一時司法省に於て司法大臣より夫々傳達の式典を舉行せらる、斯の如き思召を拜するは誠に恐懼の至りに堪へず、

司法保護事業功勞者へ恩賞傳達

聖恩の洪大無限なる只々感泣の外なき次第である、斯業のもの感奮興起し、今後一層 聖旨を奉體して遺憾なきを期せねばならぬ、當日式典に參列せられたる主なるものは司法次官宮内省庶務課長司法省高等官、檢事總長、控訴院長、檢事長、東京横濱前橋千葉川越の各刑務所長、少年審判官、少年院長、各保護會代表者十數名、輔成會理事、主事である、式後輔成會は記念撮影を爲し前記一同を招き粗餐を供した、デザートコースに入るや鈴木輔成會會長は吾々斯業に干與せるものは深く 聖旨を奉體して斯業の改善進歩を圖り以て奉仕の實を全ふするの覺悟を要すべき希望と祝詞を述べ、受恩賞者代表の答辭があつた、司法大臣の訓示は左の通りである、

東京府 東京出獄人保護所

- 同 自立會 ○ 山澤善七
- 埼玉縣 埼玉自強會 ○ 大島寛爾
- 群馬縣 桐生各宗協會 ○ 靜溪暢純
- 大阪府 仁濟會立正舎 日種觀明
- 長野縣 信濃福壽園 小林仙苗
- 岡山縣 美作佛教各宗自修會 清田寂榮
- 山口縣 下關保護院 丘道徹
- 巖手縣 岩手保護院 阿部大環
- 北海道 網走慈惠院 寺永法專
- 北海道 北海道授産場 巖城靜政

司法大臣訓示

茲ニ本日ヲトシ各位ニ對シ恩賜品ヲ傳達スルニ當リ所見ノ大要ヲ開陳スルハ予ノ衷心深ク欣幸トスル所ナリ
意フニ古人ノ禮、樂、刑政其ノ極一也ト云ヘルハ不易ノ格言ニシテ其ノ民心ヲ安定シ社會ヲ教化スルノ要具タルニ於テ毫モ軒輊スル所ナシ而シテ其ノ刑ハ刑無キヲ期スルヲ以テ眼目トセサルヘカラス故ニ明允以テ其ノ非違ヲ匡正スルト共ニ欽恤以テ遷善ノ方途ヲ講スルノ必要アルコト論ヲ待

タス是レ釋放者保護事業ノ社會政策上最緊切ナル所以ナリ
夫レ釋放者保護ノ目的ハ邪辟ヲ防止シ累犯ヲ絶滅シ國家社會ノ安寧秩序ヲ保持スルニ在リ然ルニ輒近經濟界ノ變動若クハ風教ノ弛廢等ニ伴ヒ犯罪ノ増加セルハ掩フヘカナル事實ニシテ殊ニ歐洲大戰後混亂セル各種ノ思潮ハ遠ク我國ニ波及シ社會民心ノ上ニ忌ムヘク惧ルヘキ影響ヲ與ヘ往々

兇惡汚穢ノ行ヲ爲シ恬トシテ恥チサルモノアルニ至リタルハ寒心スヘキ現象ナリトス此等ノ弊風ヲ一掃シ更ニ刑餘失業ノ悲境ニ在ル者ヲ救済シテ生活ノ安定ヲ得セシメ過テ改メテ其ノ本ニ反リ良民ト伍シテ奉公ノ精神ヲ發揮スルニ至ラシムルハ實ニ刻下ノ急務ナリ蓋シ斯業ノ振否ハ世運ノ消長ト國勢ノ隆替トニ至密ノ關係アルヲ以テナリ今次各位ノ功績ノ 天聰ニ達シ恩賜ヲ拜セラルルニ至リタルハ洵ニ希觴ノ光譽ニシテ慶賀ノ至リニ堪ヘス而モ之ト同時ニ各位ノ任務ハ一層重大ヲ加ヘタリト謂ハサルヘカラス各位ハ深ク 歡旨ノ在所ヲ體得シ斯業本來ノ目的ニ鑑ミ將來益施設ノ改善ヲ計リ彼徒ヲ感孚シテ醇正忠良ノ民タラシメ遂ニ國家ヲシテ刑措ヲ用井サルノ極致ニ至ラシムヘク銳意努力セラレムコトヲ望ム

會 報

編輯部及び圖書部新設案

本會發行の刑政及び人の編輯に大いに力を注ぐ爲めに本會に編輯部を新設し又看護書籍の審査及び圖書室の改善を計るために圖書部を設置せんとの協議を此頃本會にて開い

- 一 刑務協會に編輯部を設くること
 - 二 刑務協會に圖書部を設くること
 - 三 刑務協會長は圖書部の委員及幹事を指定すること
 - 四 委員及幹事は本省高等官、在京刑務所長及教誨師刑務協會常務理事及主事より之を選ぶこと
 - 五 圖書部は看護書籍審査を目的とする第一科と圖書室の事務に當る第二科とを置くこと
 - 六 圖書委員會は少くも二ヶ月毎に一回之を開くこと
- たが何れ理事會の決議を経た上で決定されるべきである。その議案並びに委員は左の通りである。
- 刑務協會編輯部設置の件
- 一 刑務協會に編輯部を設くること
 - 二 刑務協會長は編輯委員、書記を指定すること
 - 三 編輯委員の定員は八名とし書記の定員は三名とする
- 圖書部
- 一 編輯部は論說資料の査定蒐集に當る第一科と其他の編輯材料を査定蒐集に當る第二科を置くこと
 - 二 各科に主査委員を置き會長之を指定すること
 - 三 編輯部は左の印刷物を發行すること
- 刑 政
- 一 刑 政
 - 二 刑 政
 - 三 刑 政
 - 四 刑 政
 - 五 刑 政
 - 六 刑 政
 - 七 刑 政
 - 八 刑 政
 - 九 刑 政
 - 一〇 刑 政
- 編輯部會を召集すること
(當分毎月五日を定日とし休日に當るときは翌日)
刑政及人の發行日は毎月一日とし原稿は前月五日を以て締切とす

刑務協會圖書部設置の件

- 一 刑務協會に圖書部を設くること
- 二 刑務協會長は圖書部の委員及幹事を指定すること
- 三 委員及幹事は本省高等官、在京刑務所長及教誨師刑務協會常務理事及主事より之を選ぶこと
- 四 圖書部は看護書籍審査を目的とする第一科と圖書室の事務に當る第二科とを置くこと
- 五 圖書委員會は少くも二ヶ月毎に一回之を開くこと

編輯部
委員長 泉 二 新 熊
委員 松 井 和 義
主査 辻 敬 助
主査 森 山 武 市 郎
正 木 亮
垂 水 克 己
央 忠 雄
佐々木 英 夫
香 川 又 二 郎
伊 藤 忠 次 郎

幹 事

圖書部
委員長 泉 二 新 熊
委員 宮 城 長 五 郎
岩 村 通 世
松 井 和 義
辻 川 敬 助
芥 木 亮
正 木 亮
有 馬 四 郎 助
寺 崎 勝 治
大 月 義 平 二
大 野 數 枝
武 田 宏 孝
河 野 純 孝
藤 井 惠 照
尾 原 靜 乘
香 川 又 二 郎

第二科委員

伊藤 忠次郎
正木 亮
中央 忠雄
能勢 顯雄
秀 弘忍
鹿 勢

共濟組合

刑務所共濟組合員青森刑務所勤務

取者 田邊 喜太郎

右は明治三十四年一月二十一日取者(當時馬丁)として奉職し平素勤勉なるところ不幸にして大正十二年十一月十一日より疾病に罹り青森市柳町柴山醫院へ入院加療中なるが本人は薄給にして一家三人を扶養し常に窮乏を告ぐるに搦て加へて加療中収入の道なき爲め療治料にも窮する等特別の事情あるを以て共濟組合事務取扱規程第二十二條に依り金貳拾五圓醫療共濟金を支給せり

行刑實務講話賣切

坪井直彦氏著發行「行刑實務講話」は在庫品のすべをて賣盡しましたが、なほ續々として御注文があり、再版のことまでお問合せがありますので爰にお断り申上げて置きたいと思ひます。すぐに再版をしてもいゝのでありますが、監獄法が特に改正されんとしてゐる今日でありますから、再版をしてもすぐに改訂の必要がありやうな再版の時機は只今のところ一寸不明であります。右不悪思召下さい。

刑務協會出版部

囑託員増置

協會の事業發展をはかる然め東京控訴院檢察森山武市郎氏及び東京裁判所豫備判事中央忠雄氏は刑事事業に關する諸般の調査研究を囑託した新法に於ても今後調査研究の結果は發表せらるゝ筈。

刑務協會役員

總裁	司法大臣	鈴木喜三郎
副總裁	司法次官	林頼三郎
兼會長	司法省行刑局長	泉二新熊
兼理事	司法省保護課長	宮城長五郎
理事	司法書記官	松井和義
同	司法書記官	辻敬助
同	小管刑務所長	石馬四郎助
同	豊多摩刑務所長	寺崎勝治
同	巢鴨刑務所長	大月義平二
同	前奈良刑務所長	香川又一郎
常務理事	休職典獄補	伊藤忠次郎
主事	休職典獄	島田榮造

價目表	六冊(共)	金一圓二十錢
價目表	十二冊(共)	金二圓四十錢
廣告料	一頁	金五圓
廣告料	二頁	金十圓
廣告料	三頁	金十五圓
廣告料	四頁	金二十圓
廣告料	五頁	金二十五圓
廣告料	六頁	金三十圓
廣告料	七頁	金三十五圓
廣告料	八頁	金四十圓
廣告料	九頁	金四十五圓
廣告料	十頁	金五十圓
廣告料	十一頁	金五十五圓
廣告料	十二頁	金六十圓
廣告料	十三頁	金六十五圓
廣告料	十四頁	金七十圓
廣告料	十五頁	金七十五圓
廣告料	十六頁	金八十圓
廣告料	十七頁	金八十五圓
廣告料	十八頁	金九十圓
廣告料	十九頁	金九十五圓
廣告料	二十頁	金一百圓

●●御注文はすべて前金のこと
●●振込は郵便振替を利用せられたし
●●口座は東京二五〇五九番刑務協會とする
●●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたい

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
大正十三年二月二十日印刷
大正十三年二月二十日發行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 松井和義
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所 東京市麹町區西日比谷町一番地
電話 青山二九三三、二九三四、二九三五
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地
電話 東京市四谷區左門町七十二番地

司法部指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
寫真版百頁總頁數參百十頁
定價金二圓 內地送料十二錢

指紋學界唯一の大原典出づ

本書は現行の指紋分類を基礎とし従来の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝところあるべし

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出来ぬ
- 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
- 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず

◀色特の書本▶

- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
- 二、分類上基礎確立したること
- 三、指紋法の革命たる觀あること
- 四、實物指紋及圖解豊富なること
- 五、分類統一の使命を有すること
- 六、實費を以て提供すること